

# 会議録

平成30年3月9日(金)  
場 所 3階 第1研修室

会議名：第4回平成30年度予算等審査特別委員会

出席委員：鈴木委員長、吉田副委員長、佐藤委員、新井田委員、平野委員、竹田委員  
相澤委員、手塚委員、福嶋委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後2時53分  
事務局 吉田、西嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**鈴木委員長** 定刻になりましたので、ただいまから、3月8日に引き続き、第4回平成30年度木古内町予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。

竹田委員から遅刻の届出がありました。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりです。

税務課の皆さん、おはようございます。

本日で3日目の予算審査となりました。町民のため、町がより良いスタートを切れるよう行政側、議員側と活発で真摯な質疑や説明、答弁を心がけていただければと思います。

また、各委員にお願いがございます。質疑の際は、ページ数と予算額をしっかりと発言された上で、質疑を行っていただければと思います。

## 2. 審査事項

### (1) 税務課

**鈴木委員長** それでは早速、会議次第のとおり、審査を進めてまいります。

はじめに、課長より平成30年度予算について、概要等の説明があれば簡潔にお願いいたします。なければ、予算の説明に入ってください。

高橋課長。

**高橋税務課長** おはようございます。

税務所管の予算を説明させていただきますが、大変申し訳ございません。資料の一部訂正を前段でさせていただきたいと思っております。

資料番号2の予算説明資料の11ページ、地方税共通納税システムの3の一番下になりますが、導入スケジュールについて。この表の②の基幹システムの改修・試験の対応時期、一

番右側になりますが、その「31年8月」を「30年8月」に大変申し訳ありません。ご訂正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは早速、内容に入らせていただきますが、前年度と同じ内容のものは省略をさせていただきます。新規または前年度から金額が変更した内容を主に説明をさせていただきます。

まず、歳出より説明させていただきますので、一般会計予算書47ページをお開き願います。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費 630万円、対前年度比 124万1,000円の増となります。

1節 報酬から11節 需用費までは、前年と同様の内容となっております。

13節 委託料は、地方税共通納税システム導入業務委託料として、119万9,000円を計上しております。

内容につきましては、資料番号2の平成30年度予算説明資料11ページをお開き願います。

この地方税共通納税システムは、事業所等の納税義務者が電子納税を選択することにより、複数の地方団体に対して一度の操作で納税が可能となること、また、町が指定する収納取扱い金融機関のない地域からでも納税が可能となります。

平成31年10月から運用が開始されることから、平成30年度は全ての地方団体で導入のための改修を行い対応するものであります。

地方税共通納税システムでの納付イメージとしましては2のイメージ図になりますが、事業所等の納税義務者は、①法人税等の電子申告を行った際に、同時に電子納税を選択することにより、既存のeLTAXシステム内に構築する地方税共通納税システムにて電子納税の納付情報ができあがり、その納付情報が③のとおり事業所へ送信となります。同時に、事業所のメインバンクから、納付情報に応じて地方税共通納税システム内の共通口座へ資金が納付され、地方税共通納税システムを介し各地方団体の指定金融機関に資金を送金、納付情報については各地方団体の端末に送信をされます。

取扱い税目としましては、電子申告データと連動するものとして、法人町民税、個人住民税となっており、事業所等が納付金額を直接入力し納付する税目として、個人住民税の特別徴収分と法人町民税の見込納付となっております。

特に個人住民税の特別徴収につきましては、事業所は毎月地方団体ごとに給料から控除した住民税を各地方団体が発行する納付書にて、それぞれの地方団体が指定する収納代理機関で納付しなければなりませんでした。導入後は一度の操作で複数の地方団体に納税が可能となることから事業所等の事務の効率化が図られることとなり、地方団体についても納付状況が翌日には確認できることや、収納事務についても電子的処理になることから事務負担の軽減を図ることができます。

3. 導入スケジュールですが、7月から税基幹システムのベンダーと連携方法について検討を行い、以降、改修と収納情報の消込作業の試験を行ったあと、最終的な導入試験を実施する予定となっております。

地方税共通納税システムにつきましては、以上となります。

予算書に戻っていただきまして、14節 使用料及び賃借料、19節 負担金補助及び交付金につきましては、前年度と同様となっております。

続きまして、2目 賦課徴収費 580万8,000円、対前年度比 296万1,000円の増となります。

増となった要因としましては、48ページになりますが、13節 委託料でコンビニエンスストア収納システム導入業務委託料として、307万7,000円を計上しております。

これにつきましては、先ほどの資料番号2の平成30年度予算説明資料の12ページになります。

1. 現状と導入の概要等についてですが、現在当町の町税にかかる収納方法としましては、特別徴収、納税組合、口座振替、窓口納付となっております。

このうち全体の約45%が納税通知書で窓口にて納付されているかたとなっておりますが、当町の納税通知書では(2)に記載しているとおりであり、他町と比較しても郵便局窓口で納付できないなど納付場所が限られているため、固定資産税などを納付する町外のかたには別途払込用紙を印刷業者に発注し、手入力にて納付書を作成し送付している状況です。

また、滞納者の納付方法を確認しますと、ほとんどが窓口納付利用者であり、その実態調査を進めると預金の払出しは金融機関ではなく、コンビニを利用しているケースが多く見受けられるところです。

今回、納税通知書の仕様を変更し、全国の郵便局やコンビニで納付できる環境を整えることにより、効果としまして(3)になりますが、全国の郵便局にて納付することができ、24時間365日いつでも納付が可能となることから、納付できない理由をなくすことにより収納率の向上が見込まれることや、町外の納付者に別途納付書を作成する必要もなくなり、コンビニで収納した場合にはその納付状況も翌日には確認できるなど賦課・徴収に係る通常業務の効率化も図られると考えております。

次に、(2)のコンビニ収納のイメージですが、町がバーコード付の納税通知書を納税者に送付し、納税者が払込みをコンビニで行った場合、地銀ネットワークサービスを通じまして、収納情報と納付した資金が入ります。そこから、収納情報は速報値が翌日には町へ送られ、資金は指定金融機関である北海道銀行木古内支店を通じまして町に入金となります。

次に、資料は13ページになりますが、(3)の導入スケジュールになります。

記載のとおりですが、7月から順次基幹システム業者、指定金融機関との納税通知書の仕様を決定するための協議からはじまりまして、全国のコンビニへの通知や読取りテストを経まして、31年3月には試験を行い4月から稼働というところになります。

次に、4. コンビニ収納に係る経費見込についてですが、ランニングコストとしましてコンビニ収納サービス利用料、月額1万800円、年額では12万9,600円と、取り扱った実績件数により1件当たり64円がかかり、導入初年度は窓口納付者の約20%程度の2,670件程度を見込んでおります。取扱店舗数は、全国で約6万1,000店ということになっております。

最後に、5. その他についてですが、今回の納付環境を整えるにあたり国保税に係る分が一般会計計上分とは別に国保特別会計にて98万5,000円を計上しておりますが、この分につきましては国保都道府県単位化に伴いまして、市町村の収納体制の強化対策として改修費用は、全額北海道特別調整交付金を充当することとしております。

また、先ほど説明しました、平成31年度から運用される地方税共通納税システムと同時

改修することによりまして、費用が130万円程度抑えることができるということになります。コンビニ収納導入業務につきましては、以上となります。

続きまして、予算書のほうに戻らせていただきまして、101ページになります。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料、前年度と同額の200万円を町税等還付金として計上しております。

歳出につきましては、以上です。

続きまして、歳入の15ページになります。

1款 町税、1項 町民税、1目 個人、1節 現年課税分 1億3,557万5,000円となっております。

平成29年度11月末現在の実績等によりまして積算をしております、年々均等割等の納税義務者は減少しているところですが、総所得金額は若干伸びていることから所得割額が増額となることを見込まれるため、前年度より270万9,000円の増となっております。

2節 滞納繰越分 343万7,000円、滞納繰越額の16%を見込んでおり、前年度比 41万1,000円減額の計上となっております。

続きまして、2目 法人、1節 現年課税分 4,283万2,000円となっており、法人数は工事が終わったこと等により、一時参入法人含め12社が減少しておりますが、一方で7号法人から9号法人となった事業所等もありまして、法人税割が前年度より伸びていることから279万4,000円の増となっております。

続きまして、2節 滞納繰越分で、6万1,000円を計上しております。

続いて、16ページになります。

1款 町税、2項 固定資産税、1目 固定資産税、1節 現年課税分 2億5,941万6,000円となっており、来年度は3年に一度の評価替えとなっているため、土地の課税標準額は減少しておりますが、大規模償却資産の大臣・知事配分の増によりまして、固定資産税としましては前年度より7,170万7,000円の増となっております。

2節 滞納繰越分 271万8,000円となっております。

同じく、2目 国有資産等所在市町村交付金、1節 現年課税分 765万1,000円、前年度より54万8,000円の増となっております。

次に、3項・1目 軽自動車税ですが、1節 現年課税分では、前年度とほぼ同額の972万円となっており、29年11月末現在の実績によりまして、例年の取得、廃車状況を基に積算をしております。

次に、17ページになります。

2節 滞納繰越分につきましては、12万5,000円となっております。

続きまして、4項・1目 町たばこ税、1節 現年課税分 4,823万5,000円を計上しております。

たばこ税につきましては、年々消費本数が減少しており、今年度の実績でも全体で4.5%程度減少している状況となっております。

2節 滞納繰越分で、1万円となっております。

次に、5項・1目 入湯税、1節 現年度課税分 275万6,000円を計上しており、48万4,000円の増となっております。

これは、高齢者等入浴無料券交付事業費の増によるものとなっております。

滞納繰越分では、1万円と計上しております。

22ページになります。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目・1節 総務手数料は、262万円を計上しておりますが、税務所管分としましては上から4段目の税務手数料 29万1,000円、その下の町税督促手数料で14万円となっております。

28ページになります。

14款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税費委託金で569万7,000円を計上しており、道民税の徴収取扱費となっております。

続いて、34ページになります。

19款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 延滞金で、前年度同額の10万円を計上しております。

続いて、35ページになります。

2目 過料、1節 過料等で、1万円を前年度と同額で計上しております。

税務関係の歳入歳出については、以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑、ございませんか。

新井田委員。

**新井田委員** 私のほうから二つほど。まず、予算書の47ページの負担金及び交付金絡みの渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金ということで175万3,000円、昨年より3万5,000円微増になっているのだけれども、これのいわゆる人数とかその辺のまず確認をしたい部分と、それともう一つは48ページの賦課徴収費。先ほど資料でもコンビニエンスストア収納システム云々ということでご説明いただきましたけれども、我々はこういうシステム導入というのは非常に言葉を聞いただけであまり前向きじゃないのだけれども。いろんな良いメリットがあるという中で、例えばこれは私は記憶はないのだけれども、広報での例えば告知だとかいわゆる我々町民に対しての扱いとか告知方法だとか、あるいは使用に関わるすごく便利だし良いよねということで当然導入されているのだけれども、これに向けては例えばどのような告知だとか、あるいは使い勝手に向けた町民にアピールするというような何か具体的な方法はあるのですか。その辺、確認をしたいのですけれども。

**鈴木委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** まず1点目の滞納整理機構の負担金の人数の関係ですが、来年度30年度につきましても、29年度も12名のかたを移管をさせていただいております。同じく、12名のかたを移管をする予定になっております。

負担金の積算につきましては、町村ごとの均等割とあと徴収実績等を元に、来年度の負担金が計算をされてきているということになります。

二つ目のコンビニ収納の周知の方法ということになりますが、導入につきましては、31年の4月からということになります。今後、当然、町政広報等でもこういうコンビニ収納で納付の拡充を図るという当然、周知もさせていただきますが、毎年納付書を発行する際に、書類等を同封していますので、その中でもコンビニ収納ができるというような通知を入れながら、お知らせをしていきたいというふうに考えております。

**鈴木委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 導入スケジュールも出ていましたけれども、例えば告知の部分はいまお話を聞きましたけれども、何か素朴な質問で申し訳ないのですけれども、例えば納税する時にコンビニエンスストアに行った時に、何か書類を持っていくとか、役場から出た書類関係に記入するとか何とかと色々な手続き上の例えば我々も含めて、高齢者のかたが非常に多いと。そういう中で、あまり手を煩わせるような状況になるとこれまた先ほど45%云々ということで話が出ましたけれども、この辺のやり方というか。コンビニに行って税金を納めたいのだと。それで事が済むのか、もちろん記載だとか何とかというような部分はあるのかもしれないけれども、その辺の作業とすればどういう作業が出るのか、ちょっとわかる範囲でお聞きしたいのですけれども。

**鈴木委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** 納税者が実際コンビニに行って納付する際に、どういうことが必要かということだと思えます。

何ら銀行等で収めるのと全く変わりなくて、今度納付書自体が変更になるということで、そのコンビニで受け付けるにはバーコードで受け付けますので、今度はいままでには納付書にバーコードは入っていませんでしたが、31年度からバーコードを入れて、それで取り扱いをしていただくということになります。

**鈴木委員長** 平野委員。

**平野委員** まず、感想と言いますか歳入については、これだけ人口減少が進んでいる中、企業数も少なくなっている中、個人にしても法人にしても予算額がアップということで、大変景気が良いのかなという感想を受けました。

昨年の決算の中でも収納率の向上に向けて、税務課は努力されているという正真も申したのですけれども、さらに今年度も一部については、滞納繰越金の繰越分の収納率のパーセンテージを増やすとさらに努力をしようという姿勢が見えている予算書になっていると思えました。大変、担当課の努力は評価したいと思います。努力と言いますか目標ですけれども。

それで、歳入のほうで48ページのちょっと新井田委員と関連するのですけれども、コンビニエンスストアの収納システム導入委託料について、昨年の予算委員会でしたか私も郡部のほうに住んでいて、高齢者のかたが郵便局等で支払えるようにと要望した経緯があるのですけれども、早速2年後、31年からですけれども、郵便局でも使えるようなシステム導入ということで、大変利便性が向上するのかなと感じております。また、追加してコンビニエンスストアの支払もできるということで、若い人にとっては収納率の向上に向かってこのシステムの導入はプラスになると感じております。

それで、ちょっと素朴な質問で、これまでも気が付かなかったのですけれども、例えば納税組合で収められるかたに対しては、納税組合に手数料を町から払っています。コンビニで払う場合は、いまここの資料に書いているとおり、1件あたり64円、2,670件の場合はということで、年額経費がこれだけかかるという記載があるのですけれども、これまでの支払、役場はじめ道銀さん、うみ信さん等々の納税された場合には、どの程度諸経費というのかかっているのでしょうか。というのがまず1点、確認と。

先ほど、47ページの地方税の共通のシステムについては、全ての全国の地方自治体で一斉導入するということなのですから、このコンビニの収納システムの導入については、

先ほど課長からは他の自治体では既にやっているところもあるしという話だったのですけれども、全国でもいいですし全道でもいいですし、このコンビニ導入をされている自治体の割合というのは、現状どのくらいなのかを合わせてお聞かせください。

**鈴木委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** まず、1点目の納付する際の町として手数料の扱いの関係だと思いますが、指定金融機関及び取扱金融機関で納付されたかたにつきましては、北海道銀行であれば北海道銀行の本店・各支店で収めて、それは手数料はかからないということになりまして、郵便局で振替用紙にて納付されたかたにつきましては、1件あたり30円ということで、町のほうで手数料を払っているというような状況でございます。

それから、コンビニの導入状況ということですが、28年度で道内179市町村のうち、57市町村が既に導入をしているということで、約3分の1ほどの自治体で既に導入をしているという状況です。以上です。

**鈴木委員長** 平野委員。

**平野委員** ほかの銀行もかからなくてゼロで、郵便局とコンビニだけが手数料がかかるということでよろしいのですよね。いまの説明では。

それで、そうなる町としては当然、手数料がかからないところで収めていただくのが一番良いかと思うのですけれども、納税組合についても予算計上をされて補助金ということで、これまでも町の収納については大きく貢献されている団体ではあるのですけれども、現状の件数。納税組合に加入されている件数をお知らせください。

**鈴木委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** 30年度で予算計上をさせていただいた人数につきましては、650人ほど計上させていただいていまして、28年度の実績でいきますと全体の収納額の16.6%程度が納税組合を通じて納付をされている状況になっております。

**鈴木委員長** ほか。

手塚委員。

**手塚委員** 関連すると思うのですけれども、予算書の48ページのいま言ったコンビニエンストアの収納システム業務委託料、これについては単年度の部分だと思うのですけれども、これが例えば31年の確定するまで毎年かかるものなのか。

それと、説明資料の13ページの4番目のコンビニ収納に係る経費なのですけれども、これは毎年この12万円と17万円某というのがこれが毎年かかる部分ということでよろしいでしょうか。

**鈴木委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** まず、予算書の48ページのこの委託料につきましては、システム改修費ということになりますものですから、30年度だけの予算ということになります。

先ほどの説明資料の13ページの今後のランニングコスト、経費につきましては、31年度から実施をするということになりまして、年間まず取扱基本料ということで12万9,600円、それから取扱単価というのは、あくまでも1件あたりの単価は決まっておりますが、これは2,670件は見込みの要はコンビニで収めるかたの見込み約20%見込みでの件数でして、これは今後流動的な部分になると思いますので、その取扱件数によっては変わってくるということになります。ただ、1件あたりの金額につきましては、64円ということになります。

す。以上です。

**鈴木委員長** 手塚委員。

**手塚委員** いまこれは税の部分だけのシステムということになってはいますが、例えば町で住居費だったり公共施設料金、結構水道料だったりいろんなものはありますけれども、これらのものも併用するというわけにはいかないでしょうか。

**鈴木委員長** 高橋課長。

**高橋税務課長** まず、それぞれの税以外のベンダーさんがまちまちなものですから、まず回収するにはそれぞれの担当のほうで、回収費を見込むということがまず1点あります。

それと、まず税のほうで先行導入をさせていただきまして、その状況等にもよると思うのですが今後、住宅等でもしそういう声が多ければ検討していくということになると思います。

それから、介護保険料や後期高齢の保険料につきましては、年金のほうから天引きをされているかたがほとんどということで、特別徴収をされているかたがほとんどで、納付書にて納付をされているかたがほんのわずかということなものですから、そちらのほうはたぶん今後、導入ということになると効果等を考えてもちょっと難しいのかなというふうには考えます。以上です。

**鈴木委員長** ほか。

手塚委員。

**手塚委員** 各課で結構滞納している部分もありますので、それらも利用できればいくらかでも改善できるのかなと思いますので、将来的に検討できるものであれば検討していただきたいと思います。

**鈴木委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** なければ、私から1点よろしいですか。

タバコ税についてなのですが、前年度から本年度にマイナス約289万円、5,000万円切ったなという個人的な感想はあるのですが、その中で本年度4月から庁舎内でも吸えなくなるという流れの中で、今後、自主財源をどう確保するかという中で、289万円減りましたよ。少ない金額ではないかと思うのです。その一方で、地方交付税も毎年これから減るでしょうという話も聞く中で、ただ町民の健康の確保増進という部分とあと税の確保という二つの相反する部分に、タバコで実情としてあるかと思うのですが、税務課として今後どのように考えていらっしゃるのかなというお考えをお教えいただければなと思っていたのですけれども。

高橋課長。

**高橋税務課長** タバコについてはおっしゃられるとおり、健康面と税については相反する部分だと思います。ただ、町内でタバコを購入していただいて、はじめて町にタバコ消費税というのが入ってきますので、やはりそういう部分では吸われるかたにつきましては、町外ではなくて町内で購入するようなやはり取り組みとかそういうような推進をしていかなければならないのかなというふうには考えます。以上です。

**鈴木委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)



**鈴木委員長** ないようですので、税務課所管の全ての予算審議を終えたいと思います。  
税務課の皆さん、お疲れ様でした。  
暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時04分

**再開** 午前10時20分

## (2)町民課(一般会計・国保事業特会・後期高齢者医療特会)

議案第20号 木古内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第25号 木古内町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第26号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

**鈴木委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町民課の皆さん、お疲れ様でございます。

早速ですが、予算審議に入りたいと思います。

その前に議案が3件、条例改正が出ておりますので、説明を求めます。

議案第20号 木古内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

吉田課長の説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** 皆さん改めまして、おはようございます。

それでは、私のほうから議案第20号 木古内町国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明いたします。

このたびの一部改正は、平成30年度からの国保都道府県単位化に伴い、保険給付に要する費用は、北海道からの交付金により全額が賄われることになるため、保険給付の増加に備えた基金の積立が不用となることから、基金の設置目的を保険給付費の原資となる北海道に納める納付金の支払い等に変更するため改正するものです。

議案説明資料1の7ページに新旧対照表を載せておりますので、ご覧ください。

右側の改正後をご参照ください。

第1条では、設置目的を給付の安定に資するためとし、第6条では、基金を処分できる場合を第1条に規定する基金の設置目的のため、必要があると認めた時とするものです。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明がございました。各委員より質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、次に進みます。

議案第25号 木古内町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

吉田課長の説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、議案第25号 木古内町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案説明資料、資料番号1の13ページに新旧対照表を載せておりますので、お開き願います。

右側の改正後をご参照ください。

このたびの一部改正は、平成30年度から空き家の解体除却費用の助成制度を新たに実施するため、町長は別に定めるところにより、空き家等の所有者等に対し、解体に要する費用の助成を行うことができるとする条文を追加するものです。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、次に進みます。

議案第26号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

吉田課長の説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、議案第26号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明いたします。

このたびの一部改正は、平成30年度の国保都道府県単位化に伴う法令改正により、「市町村が行う国民健康保険」という文言が「都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険」という文言に、「国民健康保険運営協議会」という文言が「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」という文言にそれぞれ改正となることから、文言の整理を行うとともに、現在の木古内町国民健康保険運営協議会の名称を存続させるため、名称を規定する条文を追加するものです。

議案説明資料、資料番号1の14ページから15ページに、新旧対照表を載せておりますのでご覧ください。

本条例中、町が行う国民健康保険を町が行う国民健康保険の事務に、国民健康保険運営協議会を町の国民健康保険事業の運営に関する協議会にそれぞれ改めるとともに、協議会の名称を木古内町国民健康保険運営協議会と規定するものです。

附則第1項といたしまして、この条例は、30年4月1日から施行することとしております。

また、附則第2項といたしまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の別表1中の国民健康保険運営協議会を木古内町国民健康保険運営協議会に改めるとしております。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** いま議案26号の審議なのですけれども、戻ってちょっと遅れてきて資料を見るの遅くなったものですから、何点か質問したい部分があるのですけれども。

**鈴木委員長** それは26号含まれていますか。

竹田委員。

**竹田委員** 前の。

**鈴木委員長** それでは、26号をいま一度諮ってからよろしいでしょうか。

26号について、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、竹田委員の質疑を認めます。

竹田委員。

**竹田委員** 課長、議案25号の条例なのですが、これは費用の一部を助成するという事で、大変良かったなというふうに思っています。これの金額何かは、常任委員会か何かで確かめたのですよね。それは、規則はなかったということなのか。

**鈴木委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** 今回、条例はこの助成するという要請ができるという規定を設けるということなのですけれども、このほかに補助の要綱につきまして、別途規定することになっております。

**鈴木委員長** 竹田委員。

**竹田委員** その額は確か委員会の時だったか、何かに説明を受けたような気がするのですけれども、今回の当初予算の条例改正に見合うそういうものが表示が何か資料としても添付すべきなのかなというふうに。要綱も同時に交付ですよ。

**鈴木委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** 制度の概要につきましては、このあと予算委員会のほうでも説明しようと思っておりましたけれども、総務・経済常任委員会の先日の説明の時に配った資料のとおりで、上限額60万円ということになっております。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時30分

**再開** 午前10時37分

**鈴木委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

竹田委員より20号についての質疑があるということがございましたので、それを許します。

竹田委員。

**竹田委員** 議事進行、申し訳ないです。せっかく異議なしだったのですけれども、先の説明の時、説明資料がどこにいったか探せなくていたものですから。

それで、6条をこういうふうにするか1条に規定する基金設置目的のために必要があると認める時は、町長は処分というかそういう処理できますと。ただ私は、この基金も昨年

できた新しい基金。それをやっいままでは6条の時には、こういう保険給付に要する費用に不足が生じた場合に補てん、取り崩ししますというきちんと明言していたのだけれども、そういう項目が包含されてしまって一本、町長の決。1条の条文がわからないから、いまここで何とも言えないのですけれども、そういうふうなこういうやり方のほうがやりやすいということでこういう条文改正したのか。こういう例えば保険給付だとか何かでない、またここに隠れた何かを基金で充当できるという拡大の解釈。ここで言う第1条の規定というのは、どういうあれでしたか。給付の安定に資するため。だから別段、そういうことからすれば文言。私は一番肝心なのは、やはり費用に不足が出た時に基金を補てんというか充当するというのは、主たる部分だろうというふうに思うのですよね。その他のものの給付もありますから、そういうことで保険者なりに迷惑がかからないようにするという部分なのだけれども。だから、あえてそういうものいままで特定これこれ、この時に基金を充当すると言っているやつを何か一つに括ってしまってどうなのだろうという気がするのだよね。これが何十年も経ったこの基金条例だったら、もういろんな文言含めて古くなったから改めようという部分なのだけれども、まだできたばかりでまたこういうふうにするというのは、何かがあるのかどうなのかその辺が心配なのです。はっきり明言していないから、その辺はどうなのですか。

**鈴木委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** この基金条例につきましては、今年の6月だったと思いますけれども、条例制定をさせていただきました。

その当時、今回の国保運営の都道府県化に向けまして、この納付金というのが北海道のほうに払わなければならないということになるのですけれども、その納付金を払う計算になるもとが繰越金を全て計算に入れてしまうということで、基金にそれを積まなければその分は全部計算に入れられるというようなことで道のほうからお話がありまして、それで基金のないところで繰越金を持っているところは、基金を作ってくださいというようなお話もありまして、それで昨年作らせていただきました。

その当時のこの目的というのは、あくまでも都道府県化になる前の目的の第6条でありまして、例えば先ほども提案理由の説明の時に説明させていただきましたけれども、現行の第6条の保険給付に要する費用に不足を生じた場合。保険給付に要する費用というのは、これまでは各それぞれの保険者、市町村が支払いしていたので、これが高額になった場合にこういう基金を充てるといような条文になっているのですけれども、これがこの都道府県化によりまして、この保険給付に要する費用というのは、全て北海道のほうでいくらかかっても全部払われることになりました。ですから、支払った者については、そのまま全額が町のほうに入ってきて、町のほうで支出するという同じ金額が収支になるということで、その部分で不足を生じるということが現実なくなったわけなのです。それで、この基金については、医療費が高くなった場合には、今後の納付金に反映されてくることがありますので、その後は納付金のほうが高くなる可能性があります。それに備えたものとして充てるといことで、この給付の安定に資するためということで、設置目的を変えて第6条もその目的のために必要がある時はというところの条文に代えさせていただいております。

**鈴木委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 概ね、理解はしました。私、いままでの旧の現行の部分で第3項(3)で、「保険税の軽減に充てる場合」だとかと、軽減措置にも充てられるという基金だということで、非常に良いなと思っていた。それがパッと包含されてなくなったから、そうしたら今度保険税の軽減なんて考えられないのかなという心配。我々保険者というか被保険者の立場からすれば、少しでもやはり保険税軽減というか安くしてほしいという願望もあるのです。国保税は高いだとかという話も一部ありますし、だからこの部分も全部例えば今回の改正によって、1条に包含したことによって、保険税の軽減もなくなったわけでないよということでもいいのかな。せっかくいままで保険税の軽減も町長が例えば基金が増えて軽減しようと言った場合に、今度はできなくなるのかなというそういう心配もするものだから、それも大丈夫だよということであればこういういままでの細かい部分が見えなくなっても、安心だなと思うのだけれども、何か隠してしまっていていままで良い制度を残っていたのを何か消してしまっているというそういうふうに見えるのです。だから、その辺の確認というか、だけとれば。

**鈴木委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** この条例制定した際に、第6条の1項第3号です、国民健康保険税の軽減に充てる場合、これにつきましては、このたびの都道府県化に向けて、保険税が上がる場合があった時に、それを上がらないように軽減するように使ったらどうかということを想定して、まずこの条文を作ったわけです。ただ、実際に限度額によって上がるかたはいますけれども、通常のかたは皆さん同程度かそれより下がるということで。それで、明文化はしていないのですけれども、実際にこの例えば今後医療費が高くなって、そうなれば納付金のほうも上がってくることはなるのですけれども、その場合に納付金が増えたからといって、保険税をまた上げるとかというのではなくて、その場合にこの基金を投入して、上げずにそのまま維持するとか、今後のまず収支の推移を見なければちょっとどういう形でできるかわからないのですけれども、そういうことで活用もしていきたいというふうには考えております。

**鈴木委員長** それでは、休憩中に第25号について、平野委員より資料請求の申し出がございました。行政側の資料の提出を認め、ただいま皆様の手元に配付されております。これについて、質疑をお受けいたします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時47分

**再開** 午前10時49分

**鈴木委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

吉田課長。

**吉田町民課長** 表紙に誤りがありました。木古内町空き家等除去費補助金になっておりますけれども、除却費補助金の誤りですので、申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

あと、一番下の町民課住民課係になっておりますけれども、町民課住民担当に訂正をお願いいたします。

**鈴木委員長** 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、終えたいと思います。

引き続き、国保担当国保会計の説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、議案第2号 平成30年度木古内町国民健康保険特別会計予算をご説明いたします。

予算説明資料の21ページをお開きください。

国保の都道府県単位化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き保険者として資格管理・保険給付・保険税の賦課・徴収等の業務を担うこととなります。

また、医療給付等に必要な資金は都道府県から保険給付費等交付金として交付を受け、市町村は徴収した保険税を都道府県に納付金として納付することとなることから、この新たな制度に対応するため、平成30年度の国保会計予算につきましては、会計科目を変更しております。

21ページ・22ページの歳入科目の新旧対照表をそこに記載しております。

これまで市町村国保においては、国や道、支払基金からの交付を受け入れた後、市町村の法定負担分を繰り入れ、残額を保険税収入で賄うという財政運営を行ってきましたが、平成30年度からは、療養給付費等負担金や普通調整交付金、前期高齢者交付金等については、北海道が各市町村へ医療給付費として交付する保険給付費等交付金の財源とするため、北海道が交付を受けることとなることから、町の国保会計科目上はなくなります。

23ページ・24ページは、歳出の科目の新旧対照表になっております。

歳入と同様に、都道府県単位化に伴い、後期高齢者支援金や前期高齢者納付金、介護納付金等については、北海道の予算へ移行することとなり、町の国保会計科目上はなくなります。また、これまで高額医療費の負担軽減や保険税の平準化のため都道府県単位化で行ってきた共同事業については、都道府県単位化に伴い廃止となります。

国保予算書、6ページをお開きください。

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の占める割合の表となっております。今年度の予算は、歳入・歳出ともに平成29年度より1億7,523万3,000円少ない、7億1,166万8,000円です。減額の主な要因としましては、国保の都道府県単位化に伴い、北海道へ財源が移転したこと等によるものとなっております。

それでは、歳出よりご説明いたします。

予算説明資料によりご説明いたしますので、予算書とあわせてご覧ください。

予算説明資料の28ページをお願いします。予算書は、21ページになります。

予算説明資料、1.総務費、(1)総務管理費は、予算書の1項 総務管理費の1目 一般管理費と2目 連合会負担金をあわせると、予算額 2,171万4,000円で、前年度より324万2,000円減となっております。

主な要因は、一般管理費では国保の都道府県化に係る旅費やシステム改修経費等の準備経費が減となり、356万2,000円の減額となっております。

連合会負担金につきましては、32万円増額となっておりますが、主な要因は都道府県単

位化に伴い事務の標準化・効率化を図るために北海道でシステムのクラウド運用を行うため、事業状況報告システムクラウドへの参加経費を新たに予算措置しているほか、市町村ごとに保有する資格情報等を北海道へ集約する情報集約システムへの運用に係る負担金を新たに予算措置しているため増額となっております。

次に、(2) 徴税費です。予算書は、22ページになります。

予算説明資料、1. 総務費、(2) 徴税費は、予算書の2項 徴税費の1目 賦課徴収費と2目 納税奨励費をあわせますと、予算額 246万4,000円で、前年より98万7,000円増となっております。

主な要因は、1目 賦課徴収費の委託料で、コンビニエンスストア収納システムの導入に係る経費を新たに予算措置しているためとなっております。

次に、(3) 運営協議会費です。予算書は、23ページをご覧ください。

運営協議会委員の報酬等で、前年と同様となっております。

次に、(4) 趣旨普及費です。予算書は、24ページをお開きください。前年同様となっております。

次に、2の保険給付費は、被保険者の療養の給付等にかかる保険者負担分です。

(1) 療養給付費から (9) の葬祭費まであわせると、4億5,878万5,000円となっております。

(1) から (3) まだが予算書の25ページから26ページの1項 療養諸費の内訳となっております。

(1) 療養給付費につきましては一般・退職分あわせまして、3億8,980万8,000円、(2) 療養費につきましては一般・退職分あわせまして、468万6,000円、(3) の審査支払手数料につきましては、99万3,000円となっております。

(4) から (5) まだが予算書27ページの2項 高額療養費の内訳となっております。

高額療養費につきましては一般・退職分あわせまして、6,092万3,000円、(5) 高額介護合算療養費につきましては一般・退職分あわせまして、36万4,000円となっております。

算定につきましては、一般分については、平成27年・28年度実績及び29年度の見込みをもとに算定しており、退職分については、被保険者が大幅に減少する見込みのため、27年度・28年度実績及び29年度見込みと被保険者数の減少を加味しての算定となっております。

(6) の移送費につきましては、一般・退職分とも前年と同額です。

(7) の出産育児一時金、(8) の出産育児一時金審査支払手数料については、平成26年度から28年度の実績をもとに3か年の平均で、3名分を算出しております。

(9) の葬祭費につきましては、前年と同額となっております。

説明資料の29ページ、予算書は31ページから33ページになります。

説明資料の3. 国民健康保険事業費納付金の (1) 医療給付費分、(2) 後期高齢者支援金等分、(3) 介護納付金分をあわせまして予算額 1億4,013万8,000円となっております。

これは、国保都道府県単位化に伴い、新たに設置した科目となっております。

これは、北海道が保険給付費等の推計をもとに算定しており、各市町村が北海道へ納めるべき納付金です。

次に、説明資料の4. 共同事業拠出金で、予算書は34ページになります。

予算額は、1,000円となっております。これは、退職医療制度の対象者の把握に資するため、各年金保険者より送付される退職者リストの出力に係る事務費となっております。

次に、説明資料の5.保健事業費で、予算書は36ページになります。

(1)の特定健康診査等事業費で予算額 424万6,000円で、前年と同様となっております。

次に、(2)の保健事業費で、予算書は37ページになります。

予算額は271万2,000円で、前年度より23万円の増となっております。

主な要因は、健康家庭表彰の該当世帯が増加する見込みであることから、記念品代を21万円増額したのとなっております。

次に、(3)の特別総合保健施設事業費で、健康管理センターの運営に係る費用となっております。

予算書は、38ページから39ページになります。

予算書の1目保健指導事業費と2目 施設管理費をあわせて、予算額は3,682万6,000円です。

予算書、38ページをご覧ください。

1目の保健指導事業費は予算額 2,902万2,000円で、前年度と比較して108万3,000円の増となっております。

これは、昇給や給与改定等による人件費の増並びに健康管理システム改修委託料の増によるものです。

2目の施設管理費は予算額 780万4,000円で、前年度と比較して101万円の増となっております

予算説明資料の32ページをお開き願います。

増額の主な要因は、A重油の高騰に伴う燃料費の増と、11節 需用費で、修繕費としてトイレの改修や暖房制御機器交換に係る費用を計上したことによるものです。また、14節の使用料及び賃借料では、電話機等の交換として24万3,000円を新たに計上しております。

説明資料の29ページにお戻り願います。

29ページの6.基金積立金です。予算書は、40ページです。基金積立金として1,000円を計上しております。

説明資料の7.公債費については、前年度と同額です。

次に、説明資料の8.諸支出金で、予算額 662万4,000円となっております。

予算書は42ページから45ページですが、1項から2項までが保険税の還付金や還付加算金、療養給付費等負担金等の過年度精算分となっております。

予算書の46ページをお開きください。

3項 繰出金は、国保病院分の特別調整交付金を国保分で受け、同額を国保病院へ繰り出すもので、国保病院の医療整備分として567万円を計上しております。前年度より162万円の増額となっております。

説明資料の9.予備費です。予算書は47ページになります。予備費は、3,762万9,000円を計上しております。

歳出合計は、7億1,166万8,000円となっております。歳出は以上でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。



予算説明資料、25ページです。予算書は、9ページをお願いします。

予算説明資料の1. 国民健康保険税です。

現年度分につきましては、平成29年11月1日現在の賦課状況を基に、平成30年の被保険者数推計で算出しております。一般被保険者の世帯数は728世帯、被保険者数は1,095名、退職被保険者につきましては、世帯数4、被保険者数5名と推計しております。収納率につきましては、一般被保険者で94%、退職被保険者で100%を見込んでおります。

滞納繰越分につきましては、一般は繰越見込額の11%、退職については10%の収納率を見込んでおります。

予算書9ページの1目 一般被保険者国民健康保険税は、予算額 1億146万4,000円で、前年と比較しまして1,197万5,000円の減額となっております。

予算書、10ページをお開き願います。

2目 退職被保険者等国民健康保険税は、予算額 17万2,000円で、前年と比較しまして645万2,000円の減額となっております。

一般被保険者・退職被保険者ともに減額の主な要因としましては、被保険者数の減少並びに税率改正によるものとなっております。

保険税収入につきましては、全額歳出で説明しました国民健康保険事業費納付金へ充当しております。

説明資料の2. 使用料及び手数料です。予算書は、11ページになります。

保険税の督促手数料で、前年と同額を計上しております。

次に、3の道支出金は、4億8,731万2,000円となっております。内訳につきましては、(1) 保険給付費等普通交付金が、①の療養給付費交付金から26ページの⑧審査支払手数料交付金までの合計で、4億5,878万5,000円となっております。

これは国保都道府県単位化に伴い、医療給付費等に必要な資金は北海道から全額交付されることとなったため、歳出で説明しました保険給付費分の同額が保険給付費等交付金として北海道から交付されます。

説明資料の26ページです。

(2) 保険給付費等特別交付金は、①の保険者努力支援分から27ページの④特定健康診査等負担金までの合計で、2,852万7,000円となっております。詳細につきましては記載のとおりですが、これまでの国特別調整交付金と道特別調整交付金、特定健康診査等負担金が北海道から交付されることとなっております。

説明資料27ページの4. 財産収入です。予算書は、13ページをお開きください。

予算額は1,000円となっておりますが、国民健康保険事業積立金の利子収入です。

説明資料の5. 繰入金は、予算書13ページの1目 一般会計繰入金と2目 国民健康保険事業繰入金をあわせると、予算額 8,355万2,000円となっております。

内訳につきましては、(1) 保険基盤安定繰入金保険料軽減分が1,964万6,000円、(2) の保険基盤安定繰入金保険者支援分が1,092万1,000円となっております。

(3) の出産育児一時金の繰入金は、84万円となっております。

歳出で説明しました出産育児一時金の3分の2を一般会計から国保会計に繰り入れております。

(4) 財政安定化支援事業繰入金は、959万9,000円となっております。

財政安定化支援事業は、被保険者に高齢者が多い、病床数が過剰であるなどの保険者の責めによらない事情による保険税の減収、医療費の増加に着目して一般会計からの繰り入れについて地方交付税措置されており、その額に見合った額の繰り入れを行っております。

(5) 一般会計繰入金は、4,254万5,000円となっております。

主に、国保担当職員分の人件費や運営協議会委員報酬、健康管理センターの運営費となっております。

(6) 基金繰入金は、1,000円となっております。

説明資料の6.繰越金です。予算書の14ページをお開きください。

予算額 3,850万7,000円となっております。

説明資料の7.諸収入は、56万円です。

歳入合計は、7億1,166万8,000円となっております。

以上で、平成30年度の国民健康保険特別会計予算歳入の説明を終わらせていただきます。

関連の一般会計もよろしいですか。

**鈴木委員長** 続けて、お願いいたします。

吉田課長。

**吉田町民課長** 関連のあります、一般会計の国保関係分の予算をご説明いたします。

それでは、一般会計の予算書、53ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金の8,355万1,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金となっております。

一般会計国保分の歳出については、以上でございます。

次に、歳入をご説明いたします。23ページをお願いいたします。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金で、546万円となっております。

次に、26ページをお開き願います。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金で、1,746万4,000円となっております。内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、一般会計国保分の歳入についての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 国保会計関連一般会計の予算案について、説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** 今年度、国保事業の大改革というか改革のもとで都道府県一本化になったということで、当初のイメージの部分と我々予算の説明を受けると、そんなに変わらないという。ある程度一本化になることによって事務の省力化、そして全道一本になるわけだから、その部分でいって基準額の設定の中で上がるところもあれば下がることもあると。

木古内町は、どっちかといえばそれより低い位置だということで、そうすれば北海道一本になって良かったなという思いです。ほとんどの業務が自賄いしなければならぬという実態ですよね。私達、国保担当だいたいぶ楽できるなという感覚で思っていたものですから、

そうではないのだなという再認識。

今後、国保事業のやはり推移というか経過を見なければ、年度当初の計上の中でどうこうという議論はないと思うのですけれども。ただ、従前の国保事業の考えからすれば、やはり繰越金議論、これがここに特化していままでできたのですよね。今年度は例えば基金もある、そして繰越金は3,000いくらあるということで、そうすれば会計的にはギリギリまで国保会計の残が100万円くらいになったら、基金の繰り入れだとかで充当して補てんして、やはり会計の安定化を図るといふふうになるのだらうと思うのだけれども。基金だから特に別会計というかその中で設定をされているのだけれども、やはり国保しか使えない、国保の基金だからどこかやはり説明資料か何かでも現在は、これだけの国保の基金があつて安心してくださという部分が何かあつてもいいのかなというふうに感じたものですから。資料を見ても予算書の繰り越しだとかそういう基金の積み立ての頭出しだとかはあるのだけれども、その他のものが見えなかったものですから、その辺これからの国保事業は推移だと思うのですけれども、いま言った部分で考えがあればちょっと。

**鈴木委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** 確かにこの予算書にも基金の中身についてが載っていないという現状にありますので、ちょっとどのような形になるのかわからないですけれども、改めまして基金の額等の周知と言いますか、お知らせするような形をとりたいと思います。

今後もし決算が出た時点で、また基金に積むかどうかというのは、また改めて議論をしながら、必要であればまた9月でしょうか、基金の予算とかということで、また繰り越しが出た時点で、計上になるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**鈴木委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 改めてどうこうということを求めているわけではなくて、せっかくこういう資料を作っているわけだから、ちょっと見えるか見えない小さい字でもいいから、いつ時点の基金残高だとかとメモすれば了解だよというふうになるから、改めて何も基金の資料を提示してというそういうことではないですから。今後、基金がどういうふうが増えてきているのか減ってきているのかという決算までわからないということではなくて、もし動きがあれば常任委員会の中でも基金が増えているということは、会計的にはやはりすごく良いわけだから、そういう部分で将来的に保険税の軽減にもつながるのかなとそういう期待も出るものですから、そういうことで一つ理解してください。

**鈴木委員長** ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、国保会計、国保関連一般会計について終えたいと思います。

引き続き、後期会計、後期関連一般会計の説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、議案第3号 平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算のご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の予算書、4ページをお開きください。

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の占める割合の表となっております。

今年度の予算は、平成29年度より99万9,000円多い1億7,301万4,000円となっております。

前年度対比の欄に記載しておりますとおり、歳入では1款の後期高齢者医療保険料、3款の国庫支出金、4款の広域連合支出金、7款の諸収入でそれぞれ増額となっており、5款の繰入金は減額となっております。

それでは、歳出よりご説明いたします。

予算説明資料の31ページをお開き願います。予算書は、11ページをお開き願います。

国保と同様に、説明資料によりご説明いたしますので、予算書とあわせてご覧ください。

説明資料の1.総務費、(1)総務管理費は、予算額 109万7,000円で、後期高齢者医療にかかる事務費が主なもので、前年度より84万6,000円の増額となっております。主な要因につきましては、後期高齢者医療システムの改修委託料の分が84万3,000円を計上したことによるものです。

次に、徴収費です。予算書は、12ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の徴収にかかる費用で納付書の作成・郵送等が主なもので、前年度とほぼ同額となっております。

次に、2の保健事業費です。予算書は、13ページになります。

後期高齢者医療の疾病予防のためのインフルエンザ予防接種や健康診査の費用が主なものとなっており、予算額 403万3,000円で、前年度より84万2,000円増額となっております。主な要因は、高齢者の健康診査の受診者数が増加していることから、昨年度より100名分増加したものによるものです。

次に、3の後期高齢者医療広域連合納付金です。予算書は、14ページをお開きください。

予算額 1億6,621万7,000円で、前年より148万8,000円の減額となっております。

内訳につきましては、資料に記載のとおりですが、減額の主な要因としましては、療養給付費負担金分で、過年度の療養給付費実績や診療報酬改定影響率のマイナス1.19%を乗じて推計を行ったことにより減額となっております。

4の諸支出金です。予算書は、15ページから16ページになります。

予算額 111万円で、前年度より80万9,000円増額となっております。主な要因は、高齢者入浴無料券交付事業の実施により、国庫補助金で受け入れた分の同額を一般会計へ繰り出すため、他会計繰出金として80万円を新たに計上したものです。

5の予備費です。予算書は、17ページになります。

予備費として、1万5,000円を計上しております。

歳出の合計は、1億7,301万4,000円となっております。

歳出については、以上でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

予算説明資料30ページ、予算書は7ページをお開き願います。

予算説明資料の1.後期高齢者医療保険料の(1)特別徴収保険料は、公的年金から徴収される保険料です。現年度分予算額は3,533万7,000円で、前年度より57万5,000円増額となっておりますが、平成30年度は後期高齢者医療保険料率の改定が行われます。2年に一度の改定となっており、30年度は改定の年となっております。保険料は所得割率が10.51%から10.59%、均等割額が4万9,809円から5万205円に引き上げられることになっているため、前年度より総額で57万5,000円の増額となっております。

次に、1の(2)普通徴収保険料です。

現年度分予算額は1,422万1,000円、滞納繰越金は2万9,000円となっております。  
特別徴収保険料と同様の理由により、前年度より11万8,000円の増額となっております。  
なお、後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合で算出した額を計上しております。

2の督促手数料は、前年度と同額を計上しております。

3. 国庫支出金です。予算書は、8ページになります。

これは先ほど歳出で説明しました、後期高齢者医療保険制度の制度改正に伴うシステム改修に係る補助金として、歳出と同額の84万3,000円を計上しております。

4の広域連合支出金は予算額 80万円で、前年度より40万円増額となっておりますが、主な要因は、平成29年度まで広域連合の事業で実施していた高齢者インフルエンザワクチン予防接種事業の補助金「すこやか推進事業」が廃止となり40万円の減額となりましたが、平成29年度から実施している「高齢者入浴無料券交付事業」に対する補助金 80万円を計上したことにより、差し引きで40万円の増額となっております。

5の繰入金は、一般会計からの繰入金です。

(1) 事務費繰入金は、711万6,000円で、前年より197万6,000円の増額となっております。主な要因としましては、後期高齢者医療連合事務費負担金分として128万9,000円、一般事務費分で68万7,000円が増額となっております。

広域連合事務費分の増額につきましては、平成30年度において後期高齢者医療電算処理システム機器の更改があることから増額を行っております。

一般事務費分につきましては、高齢者健康診査の受給者数の増加に伴う増額となっております。

次に、(2) の保険基盤安定繰入金は2,896万4,000円で、123万2,000円の増額となっております。主な要因は、30年度から均等割5割軽減並びに均等割2割軽減の軽減判定所得の拡充がされることで、対象者が増えることから増額となっております。

(3) 療養給付費負担金繰入金です。予算書は、9ページになります。

後期高齢者医療の費用負担で、総医療費の12分の1を町が負担します。予算額 8,371万3,000円で、前年より470万2,000円の減額となっております。主な要因につきましては、過年度の療養給付費実績や診療報酬改定影響率マイナス1.19%を乗じて推計を行ったことで減額となっております。

6の繰越金は、前年と同額となっております。

7の諸収入は、予算額 197万8,000円で、前年度より55万7,000円増額となっております。予算書の10ページをお開きください。

主な要因につきましては、受託事業収入の健康診査等負担金で、受診者の増加に伴う増額となっております。

歳入合計は、1億7,301万4,000円となっております。

以上で、平成30年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出の説明を終わります。

関連がありますので、一般会計の後期高齢者医療関係分の予算を説明させていただきます。

予算書、59ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 1億1,979万3,000円で、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

前年度より、149万4,000円減となっております。

歳出は、以上でございます。

次に、歳入をご説明いたします。26ページをお願いいたします。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、4節 後期高齢者医療負担金で、予算額 2,172万2,000円となっております。

次に、34ページをお開きください。

17款 繰入金、2項 特別会計繰入金、2目・1節 後期高齢者医療特別会計繰入金は、予算額 80万となっております。

これは、高齢者入浴無料券交付事業の後期高齢者会計からの繰入金となっております。

歳入の説明は、以上です。よろしくご審議をお願いします。

**鈴木委員長** 後期会計、後期関連一般会計の予算案について説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、終えたいと思います。

引き続き、一般会計の重度ひとり親乳幼児医療についての説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、国保担当所管の重度心身障害者・ひとり親家庭・乳幼児医療費にかかる予算について、歳出よりご説明いたします。

一般会計の予算書、56ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費は、1,972万7,000円となっております。

13節 委託料の186万6,000円は、福祉医療システムの元号改正対応に係る委託料並びにレセプト併用化に係る委託料を新たに計上したものとなっております。

このレセプト併用化とは、これまで重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療及び乳幼児医療における医療費助成に係る請求は、レセプト請求。レセプトとは、診療報酬明細のことですけれども、それとは別に医療機関から請求されていますが、今後1枚のレセプトで請求されることとなりまして、それが平成30年8月診療分から実施されることとなっております。

続きまして、20節の扶助費です。

29年度の実績見込みをもとに計上しました結果、310万4,000円の減となっております。

次に、予算書57ページをご覧ください。

7目 乳幼児医療費は1,016万8,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

13節 委託料の121万4,000円は、福祉医療システムの元号改正対応に係る委託料並びにレセプト併用化に係る委託料となっております。

20節 扶助費は、29年度の実績見込みをもとに予算計上した結果、101万円の減額となっております。

歳出につきましては、以上です。

続きまして、歳入につきまして、ご説明させていただきます。

予算書、27ページをお願いします。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金 551万5,000円となっております。

4節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療事務費補助金 51万7,000円となっております。

5節 乳幼児医療費補助金 145万円、6節 乳幼児医療事務費補助金 1万7,000円となっております。

36ページのほうをお願いします。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の上から7行目、高額療養費繰替金が158万円となっております。

国保担当所管の一般会計分の予算につきましては、以上です

**鈴木委員長** 予算案について説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、国保担当の予算審査を終えたいと思います。お疲れ様です。

引き続き、戸籍担当の予算案の説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、戸籍担当の予算について、歳出よりご説明いたします。

予算書の49ページをお願いします。

2款 総務費、3項・1目 戸籍住民基本台帳費です。

9節 旅費から12節 役務費までは、前年度とほぼ同様となっております。

13節 委託料は561万4,000円で、このうち住基関連システム改修業務委託料 158万2,000円を新たに計上しております。これは、国の女性活躍推進等の方針に対応したマイナンバーカード等の記載事項充実のため、希望するかたのマイナンバーカード等に旧姓の併記を可能とするため、システム改修に係る経費を計上しております。国庫補助の対象となっておりまして、補助率は10分の10となっております。

14節は、前年と同様です。

19節 負担金補助及び交付金 88万6,000円は、主なものとしては、マイナンバーの通知カード及び個人番号カードの関連事務を委任しております地方公共団体情報システム機構に対する交付金として、87万9,000円を計上しております。

次に、歳入をご説明いたします。22ページをお願いいたします。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目・1節 総務手数料の262万円のうち、戸籍手数料、住民票手数料、印鑑証明手数料、その他証明のそれぞれの合計で、総額212万5,000となっております。

次に、24ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金で、個人番号カード交付事業補助金として87万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、1

58万1,000円を計上しております。

次の25ページ、3項 国庫委託金、1目・1節 総務費委託金の18万3,000円のうち、中長期在留者住居地届出等事務委託費として16万3,000円を計上しております。

次に、28ページをお開き願います。

14款 道支出金、3項 道委託金、1目・1節 総務費委託金の13万4,000円のうち、福祉統計調査委託金として1万1,000円、旅券事務委託金として6万3,000円を計上しております。

戸籍担当の歳入歳出予算については、以上でございます。

**鈴木委員長** 戸籍担当の予算案について説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、終えたいと思います。

引き続き、福祉年金担当の予算案について、説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、福祉年金担当の予算につきまして、歳出よりご説明いたします。

53ページをお願いします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、前年度と比較しまして183万4,000円の減となっておりますが、その主な要因は、28節 繰出金の国民健康保険特別会計繰出金が183万4,000円減となったことによるものです。

このほかにつきましては、前年度とほぼ同様となっております。

2目 国民年金事務費の11節 需用費は前年度と同額、13節 委託料は年金生活者支援給付金支給に伴うシステム改修委託料として、26万円を新たに計上しております。

この年金生活者支援給付金は、消費税の10%引き上げに伴い、支給基準を満たす年金受給者に対して支給されるもので、システム導入後に税率改正が延期となったことから、給付金の支給開始も延期となっておりますが、平成31年度から支給される見込みとなったため、改めてシステム改修を行うものとなっております。改修費用の補助率は、10分の10となっております。

60ページをご覧ください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費 12万3,000円で、前年度と比較して3万2,000円の増となっております。その主な要因は、子ども・子育て会議の委員報酬を1回増やしたことによるものです。

このほかは、前年度とほぼ同様となっております。

2目 児童措置費、13節 委託料で、私立保育所の運営委託料として8,604万1,000円を計上しております。

予算説明資料の19ページをご覧ください。

30年度において、各保育園に支払いを予定している運営委託料、いわゆる公定価格というものですが、積算の根拠資料となっております。中段の運営委託料の欄にあるとおり、木古内保育園が5,220万9,720円、永盛保育園が3,383万800円と、あわせまして8,604万1,000円を予算計上しております。

20節 扶助費で、児童手当分として3,024万円を予算計上しております。



3目 児童福祉施設費の535万8,000円は、学童保育施設費の運営費となっておりますが、前年度と比較して12万8,000円の減となっております。

新たな支出としましては、18節 備品購入費で、児童用の図書購入費として1万円、また土曜日などの学校休業日のため学校の暖房が入らない日において、特に気温が低い日の予備暖房用の暖房器具の購入費として、5万4,000円を計上しております。

このほかは、前年度と同様となっております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

20ページをお開き願います。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金は、保育施設利用者負担金が1,224万円、学童保育利用者負担金として155万5,000円を予算計上しております。

23ページをお願いします。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 国民年金事務費負担金が112万円となっております。

2節 児童福祉費負担金 5,279万2,000円です。

子どものための教育・保育給付費負担金とは、保育所の運営費に関する負担金で、3,195万9,000円を計上しております。

児童手当負担金は、2,083万3,000円を計上しております。

24ページをご覧ください。

2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金の年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金の26万円は、先ほど歳出で説明しましたシステム改修費用に対する交付金で10分の10の補助率となっております。

2節 児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金の123万2,000円は、学童保育施設の運営費補助で、補助基準額に補助率3分の1をかけた額となっております。

25ページをお願いします。

3項 国庫委託金、2目 民生費委託金、1節 児童福祉費委託金の3,000円は、特別児童扶養手当支給事務取扱交付金です。

その下の14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金で、民生・児童委員活動費負担金が152万8,000円、民生委員推薦会開催負担金が1万1,000円です。

26ページをご覧ください。

2目 児童福祉費負担金 2,068万円です。

子どものための保育給付費負担金として、1,597万9,000円を計上しております。

児童手当負担金は、470万1,000円となっております。

27ページをお開きください。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金 252万8,000円で、子ども・子育て支援交付金が123万2,000円、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金が129万6,000円となっております。

36ページをご覧ください。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の下から2行目、雇用保険繰替金 26万6,000円の

うち、放課後児童支援員分が7,000円となっております。

以上で説明を終わります。

**鈴木委員長** 福祉年金担当の予算案について説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、終えたいと思います。

引き続き、住民担当の予算案の説明を求めます。

吉田課長。

**吉田町民課長** それでは、住民担当の予算につきまして、歳出よりご説明いたします。

44ページをご覧ください。

2款 総務費、1項 総務管理費、4目 交通安全対策費です。

こちらは、前年度と同様の予算計上となっております。

続きまして、57ページをご覧ください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費です。

1節と8節につきましては、前年度と同様です。

9節 旅費につきましては、札幌への1回分の出張を減額しております。

11節 需用費ですが、花いっぱい運動の花苗等の計上が前年度より57万円増えておりますが、国道沿いの下町町内会と港町町内会で、花いっぱい運動に取り組んでいただいている花壇の土を入れ替える費用を予算計上しており、増額となっております。

19節 負担金補助及び交付金につきましては、30年度は更生保護女性会への会議の補助金を計上したことがなくなったもの、また防犯灯電気料金と設置・補修助成金がLED化が進んだことにより、前年度より73万円を減額しております。

続きまして、62ページをご覧ください。

3項・1目 災害救助費は、前年度と同額です。

続きまして、64ページをご覧ください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、4節から9節までは前年同様となっております。

11節 需用費につきましては、電気料、燃料費等が実績見込により増額となっております。

また、一般消耗品費の増につきましては、今年度危険家屋からトタン等の飛散を防止するための飛散防止用ネットの購入費を新たに計上しております。

あと、修繕費の増につきましては、暖房機の修繕にかかる費用となっております。

続きまして、12節から14節は前年と同様です。

19節 負担金補助及び交付金は、空き家等解体除却補助金として、1,200万円を新たに計上しております。

それで、制度の概要につきましては、先ほど資料は配らせていただきました。申し訳ありませんでした。概要につきましては、総務・経済常任委員会で説明させていただいたとおりとなっております。

続きまして、66ページをお願いいたします。

4款 衛生費、2項 清掃費で、清掃関係の費用となります。

最初に資料の説明をいたしますので、説明資料の14ページをお願いします。

上段に、平成24年度から28年度までのごみの収集量の推移を記載しております。

一番上の可燃ごみの収集量の推移を見ますと、年々減少し続けており、平成28年度では1,313 tで、前年度と比較し32 t減少となっております。

下段には、可燃ごみの月別排出量の推移を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、資料の15ページをお願いします。

上段に、平成24年度から28年度までのし尿収集量の推移を記載しております。

し尿収集量は、26年度から28年度までの3年間は、ほぼ同量で推移しております。

次に、16ページをご覧ください。

平成26年度から30年度までの渡島廃棄物処理広域連合と渡島西部広域事務組合の負担金の推移となっております。

渡島廃棄物処理広域連合の負担金の内訳につきましては記載のとおりで、負担金の合計欄にあるとおり年々減少し、平成30年度では6,969万7,000円となっており、前年度と比較して416万5,000円の減額となっております。

このうち、施設建設費の大幅な減少につきましては、平成29年度で当初の施設建設の起債償還が終了したことによるもので、平成30年度から32年度までの3年間で、平成44年度までの延命化に向けた基幹的設備改良工事が行われることとなっております。

なお、負担区分のうち、均等割分につきましては、これまで合併前の旧上磯町と旧大野町の分を北斗市が、旧砂原町に分を森町が、旧南茅部町に分を函館市がそれぞれ負担してきましたが、平成29年度が当初のごみ処理計画の最終年度であることから30年度以降は、現在の構成1市9町で均等に負担することとなっております。

次に、資料16ページの下段、渡島西部広域事務組合の負担金の内訳につきましては記載のとおりで、負担金の合計欄にあるとおり、各年度の事業内容により負担金額に増減が出ております。30年度の当初予算額は、7,870万5,000円となっており、前年度と比較して約670万円の減額となっております。

続きまして次に、17ページをお願いします。

ごみ袋の販売収入と作成費用の内訳を記載しております。

上段の歳入内訳一覧の左側の列に、各種類ごとの30年度当初予算額を記載しており、合計で732万6,000円となっておりますが、その積算の方法につきましては、各種類ごとに一番右側に記載してあります、28年度の販売枚数の実績を参考に積算しております。

中段には、ごみ袋販売にかかる委託料を記載しております。下段には、各種類ごとの作成費用を記載しており、合計で268万8,000円となっております。

予算書の66ページにお戻りください。

11節 需用費のごみ分別カレンダー作成費ですが、前年度より12万8,000円の増額計上となっております。これは、例年作成しているごみ分別カレンダーの他に、カレンダーでは分別の判断ができない場合に活用できる、詳細なごみの分類表の様式を衛生センターが渡島西部四町統一のものとして作成し、四町がそれぞれ校正した上で印刷し、保存版として各家庭に配布することとなりましたので、その予算を新たに計上しております。

2目のごみ処理費につきましては、前年度と同様の予算計上となっております。

次に、歳入のご説明をいたします。

21ページをご覧ください。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料133万円は、木古内、知内の火葬場使用料です。

23ページをご覧ください。

2項 手数料、3目 衛生手数料、1節 保健衛生手数料 733万9,000円です。

一般廃棄物処理許可書及びし尿浄化槽清掃発行に伴う手数料が1万3,000円、ごみ手数料については、平成29年度とほぼ同額を計上しております。

26ページをお願いします。

14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち、消費者行政推進事業補助金として13万7,000円を計上しております。

28ページをお願いします。

3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金の道公害防止委託金が1万5,000円となっております。

29ページをお願いします。

2目 衛生費委託金、1節 保健衛生費委託金、浄化槽設置事業事務委託金の8,000円となっております。

35ページをお開きください。

19款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入、1節 安行苑使用受託収入 390万3,000円で、前年度と比較して31万3,000の減となっております。

説明資料、15ページをお願いいたします。

下段に木古内、知内両町の火葬場の利用状況を記載しております。

備考欄に記載してあるとおり、新年度の歳入予算は、平成28年度の実績を参考に按分して積算しており、知内町の負担割合は人口割51%、利用割40%となっております。

予算書に戻りまして、36ページをお願いいたします。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入、住民担当分としまして、8番目の北海道戦没者追悼式参加助成金が9,000円と下から2番目の雇用保険繰替金 26万6,000円の中に、安行苑管理人2名分の本人負担分が1万4,000円となっております。

住民担当の予算は、以上でございます。

**鈴木委員長** 住民担当の予算案について説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

新井田委員。

**新井田委員** 私のほうから1点ですけれども、これは予算書のページが44ページ。交通安全対策費ということで、ほぼ前年並みの形で載っています。

昨今、この交通事故に絡む内容で、やはり高齢者以上のかたが非常に多いと。そういうことで過去に同僚議員からも一般質問等で、やはり免許返納に対する優遇措置を我が町もとらなければいけないんじゃないかというようなお話も当時ありましたけれども、この辺はここ数年顕著に現れているのですね。テレビ等を見るとだいたい年間800人ぐらいの事

故があつて、そのうちもう後期高齢者のかたが半分ぐらいの事故のウエイトを占めているというようなデータもあるのです。そういう中で、やはり我が町としても町長は交通安全に関しては、非常にご尽力されているというようなイメージは当然持っていますし、各町内会も含めてこの交通安全に関しては、非常に意欲的に取り組んでいるというようなイメージはございます。そういう中で、先の部分を見据えた中で、返納に対するある意味じゃ予算付けも必要じゃないのかなど。いろんな越えなきゃならない部分もあるのでしょうか、この辺の考えについて、見解をお聞きしたいのですけれども。

**鈴木委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** 高齢者の免許返上の補助金についての考え方ということですが、昨年ですか、一般質問の中で質問をいただいて、町長のほうとしても答弁はさせていただいたところなのですが、この数年で免許の返上もすごく伸びてきているということも警察のかたからも伺っておりますし、それが交通事故の防止につながるということも十分理解はしておりますので、今後、この返納の補助的なものにつきまして、当町のほうで実施するかどうか含めて再度、検討していきたいと思っております。

**鈴木委員長** 新井田委員。

**新井田委員** これは例えば、交通安全対策費の中でいろいろ交付金の明細の中で、交通安全推進委員会補助金だとかいろいろありますけれども、これ知内町も絡んでいるのですよね。そうじゃなかったですか、ここだけ。負担金ということで、知内も絡んでいるのかなというイメージがありましたけれども。いま言ったようにやはり今後、考えるべき課題でもあるというふうにはちょっと思っています。ですから、いまのところ1,000日以上死亡者がいないということで、非常に現状命に関わることはいまないのだけれども、当然こういうことも含めていかないとならないことだと思っておりますし、その辺は前向きに考えていただければと。一応とりあえず要望ということですが。

**鈴木委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いまの関連でそれは課長、それは検討する時に交通安全対策としてやるか、福祉対策としてやるかという部分について、私はやはりこの福祉の町。人に優しいという観点からすれば、交通安全対策ということじゃなくて、福祉の施策としてやはり取り組むべきだというふうには思っていたのですよね。前回の一般質問等の中では、あんまり前向きな部分が見えなかったのですけれども、ただやはり私が残念なのは、前年とだいたい同額の予算計上。確かに看板ももう少し増やしたらどうだという部分についても現状で十分だとわかるし、ただやはりせつかく交通死亡事故0、これがもう1,700日・1,800日、年内には2,000日を達成する。やはり2,000日のお祝いでないけれども、そういう部分に向けて2,000日だから良いということじゃなくて、これを3,000日に向けてどういう交通安全対策として取り組みをするかというところがやはり大事だと思うのですよね。口頭だけで「交通安全、交通安全」と言っただけで、実際どうなのという部分が続かないとやはりだめだろうというふうには思うのですよね。その辺も含めた今年度の予算は予算としても、やはり今後場合によっては補正もあり得るといった程度の交通安全に対する前向きな姿勢も必要だろうというふうに思いますので。本来であれば課長より後ろのほう、そうなれば一般質問だと言われるから。

**鈴木委員長** 平野委員。

**平野委員** 細かい数字なのですけれども、66ページの歳出でゴミ分別カレンダーが金額が昨年の倍以上になっているのですけれども、その理由を教えてくださいたいのと、先ほど条例でも話をしましたが、空き家解体の費用の一部ということで予算計上されております。

満度に補助されたとしても20軒程度の予算で、町内の空き家対策と言いますか危険家屋の対策につながっていけばいいなと思うのですけれども、これまで各地区で様々な危険家屋がある中、所有者が連絡がつかないだとか諸事情いろいろあると思うのですけれども、金銭面でちょっと壊せないというかたもおられたと思うのですけれども、この制度ができることによって今年度、危険家屋が解体される目途というのは現状、あるのかどうなのか見解としてお聞かせください。

**鈴木委員長** 2点について。

吉田課長。

**吉田町民課長** まず、ゴミ分別カレンダーの予算の額の増につきましては、先ほどちょっと説明はしたのですけれども、ゴミ分別カレンダーの作成費となっておりますけれども、本来であれば「ゴミ分別カレンダー等」と入れなければならなかったところなのです。

というのは先ほど説明したとおり、ゴミ分別カレンダーのほかにゴミの分別の詳細がわかるゴミの分類表です。カレンダーではわからないようなもっと細かい分類、これはどれで出したらいいかということでの分類のわかる冊子をこのたび渡島西部の衛生センターのほうで統一の様式を作って、各町でそれぞれ印刷して保存版として各家庭に配布するということになりまして、その予算を計上しております、本来であればここを「ゴミ分別カレンダー等」というような形で、カレンダーだけではないということで、記載が悪かったので申し訳ありませんでした。

それと、空き家の軒数です。実際に現在、町のほうで空き家の把握している登録している件数で、前回の12月の定例会で34軒ほどあるということで、その中でやはり実際にこちらに問い合わせがあって、結局業者の紹介です。木古内町にこういう業者が何件ありますよとかということで紹介もしている中で、結果的にはたぶん費用的な部分でやらなかったというところが4・5軒だったと思いますけれども、あります。そういうところにつきましては再度、お話しすればおそらくやっていただけるかなと思うのですけれども、まずはこの制度が正式に決まっているわけではないので、まだ連絡とかはしていないのですけれども、今後早いうちに連絡して対応していただけるように進めたいとは思っています。

**鈴木委員長** ほかにございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** お昼も近くなりましたので、簡潔に言います。64ページの環境衛生、安行苑に関わる部分の予算案の中で修繕費、去年より若干増えています。今回、たまたまちょっと機会があって安行苑のほうに足を運んでいますけれども、あそこの棺を搬入するベランダでなくて、出ている屋根あるでしょう、庇。そこの雨漏りがするというそういう実態で、それがこの去年30万円の修繕費が約倍くらいになっているそこの修繕費。50万円か60万円で改修できるのかなというそういう心配するものですから、そうなのかどうなのか。もしそうでないとなれば、現地というか現場を確認してきちんと予算を取得してください。

それと、毎年疑問に思うのだけれども資料の15ページ、し尿収集の実績。これは実績だから上嶋さんが汲み取りしたデータをもとにあれしているのだけれども、こう見ればここ

3か年横ばい。どう考えても例えば下水が普及しているのに、どんどん交流人口等が増えて人の出入りが多いからどうなのかと。観光交流センターは水洗だよね、あそこは。あそこに何百人来たって、このし尿には跳ね返らない。その辺がやはりどうもどこでどうチェックをすべきなのかはわからないのですけれども、どうやったって例えば数字は別にして、いくらずつ水洗の効果が出て下がってくる。そうすれば今度、負担金にも跳ね返るわけだ。

前々年の2年前の収集量の実績に対しての負担金の賦課されるわけだから、やはりそういう部分もただ横ばいだから、確かに汲み取っている実績がこうだから、実際現場に行くわけでないからなんだけれども、どうもその辺がどこでどうすればいいのかという気がするのですよね。その辺何か調べる方法というか、何かあればしていただきたいということをお願いしておきます。

**鈴木委員長** 吉田課長。

**吉田町民課長** まず、一つ目の火葬場の修繕費の予算についてですけれども、先ほど修繕費の増の説明もさせていただいたのですけれども、今回、増になった部分につきましては、暖房機の修繕の部分に関する費用でありまして、いまお話を聞きました棺の庇ですか、棺を入れるところの庇。その部分については、予算に入っておりませんので今後、現場を確認しまして、状況によっては補正とかということも含めて考えたいと思います。

それと、し尿の量の関係ですけれども、過去3年間減っていないということですが、これは青函クリーンさんとかいろいろな話をしていっている中では、簡易水洗は増えているのもそうなのですが、ウオッシュレットの家庭も随分増えていると。あと例えば、便槽の蓋だとかが壊れているとかいろいろな部分で、古くなっていると雨が降ったりとかして水が入ってくるとかということ、そういう部分も多分にあるのではないかと。あと工事関係者とかの部分とかでも多少は減らないという要素もあるのではないかと聞いています。因みに、今年度については若干、去年よりもいまの現行の推移を見ますと減っているようです。

**鈴木委員長** ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、町民課所管の全ての予算審査を終えたいと思います。長時間にわたり、町民課の皆さん、お疲れ様でございました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後12時08分

**再開** 午後 1時00分

### (3) 保健福祉課

議案第18号 木古内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第23号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 木古内町高齢者等入浴無料券交付条例の一部を改正する条例制定について

議案第27号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

**鈴木委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

保健福祉課の皆さん、どうもお疲れ様です。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりでございます。

それでは早速、会議次第のとおり審査を進めてまいります。

まずはじめに、議案のほうの4件上がっていますので、そちらのほうの進めてまいります。

議案第18号 木古内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について、議題といたします。

羽沢課長の説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** 保健福祉課の羽沢です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第18号 木古内町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まずこの条例は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が行うこととなったため、制定するものです。

現在、居宅介護支援事業者の指定は、都道府県、指定都市、中核市が行っているところですが、30年4月1日以降、今後は地域でケアマネジメントの役割を担う介護支援専門員の育成支援などに、市町村が積極的に関わっていくという主旨で、居宅介護支援事業者の指定について、権限委譲されるというものでございます。

それでは、条文などについてご説明申し上げます。

第1章 総則、第1条からなっております。これは、介護保険法に基づき、この基準を定めるところでございます。

次に、第2章です。指定居宅介護支援の事業の基本方針。第2章は第2条からなっております。指定居宅介護支援事業者は、利用者が可能な限り、自立した日常生活を営めるよう配慮することとしております。加えて第4項では、地域包括支援センターなどの連携に努めることとされております。

次に、第3章です。指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準。第3条及び第4条からなっております。ここは、居宅介護支援事業所の人員基準を定めております。

次に、第4章です。第4章は、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準。第5条から30条までの第4章の構成となっております。指定居宅介護支援事業所の運営基準というものをここで定めております。今後は、この基準に基づきまして、町が居宅介護支援事業者に対し、指導・助言などを行ってまいります。



次に、第5章です。基準該当居宅介護支援の事業に関する基準。これは、第31条からなっておりまして、基準該当居宅介護支援事業所にかかる読み替え規定というふうになっておりますが、この事業所につきましては当町には現在、該当するものはないということでご理解ください。

なお附則1といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行し、具体的な取扱方針の第14条は、同年10月1日から施行するとしております。

次に、経過措置。附則2といたしまして、平成33年3月31日までは現状どおりの管理者要件とすることができるとしております。

次に、附則3といたしまして、この条例制定に伴い木古内町地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** 介護保険法の改正に伴う権限委譲だということで、新たにこういうものを整備しなきゃいけないという。これで、町内の既に事業所が不利益になるということはないとは思いますが、このことによって新たにいままで道の例えば許可とか受けていたものを新たにまた町が認可とかそういう手順を踏むものなのか。そのまま道で受けていたものは、そのまま町村の移譲になってもそのまま継続するということなのか、そこだけ。

**鈴木委員長** 羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** 居宅介護支援事業者、いま指定されている町内の事業所につきましては、不利益になることはございませんし、改めて申請等を行う必要もございません。そのまま事業所として運営していくということになります。

**鈴木委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 一つ、確認だけ。その場合、いままでは北海道から受けていたでしょう。今度は、町で発行しなきゃいけないのではないの。許可証とかどうなのか、その辺がちよっと。

**鈴木委員長** 武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** 改めて指定事務を行うことにはなりませんので、そのまま北海道知事から指定されたものが有効となります。なお、必要な台帳等については、別途事務作業で北海道、渡島振興局のほうから当町のほうに移管されるものと承知しております。以上です。

**鈴木委員長** ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、次に進みます。

議案第23号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

羽沢課長の説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** それでは、議案第23号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この一部改正は、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の申請者の資格要件を加えるため、制定するものです。

それでは、資料番号1の11ページをご覧ください。

右側の改正後になります。第3条に下線部分の「及び法第79条第2項第1号」という文言を加えるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、次に進みます。

議案第24号 木古内町高齢者等入浴無料券交付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

羽沢課長の説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** それでは、議案第24号 木古内町高齢者等入浴無料券交付条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この一部改正は、交付対象者の年齢要件を引き下げるものでございます。

それでは、資料番号1の12ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条の下線部分です。「満75歳以上」を改正後は、「満70歳以上」とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしています。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、次に進みます。

議案第27号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

羽沢課長の説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** それでは、議案第27号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、介護保険料の基準額及び介護保険法の改正により、罰則規定の改正を行うため制定するものです。

それでは、資料番号1、16ページの新旧対照表をご覧ください。

まず第9条は、期間を平成30年度から平成32年度までとするものです。そして、基準額

月額を5,300円から5,600円とすることにより、(1)から(9)までの階層別の年額介護保険料を改定するものです。

第2項におきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減の年度及び年額介護保険料を改定するものです。

次に、第18条から22条までは、現行の罰則規定を細分化すること。それから、対象者の範囲というものを拡大するものです。

改正後の第18条は、資格取得などの届出などをしない場合の罰則規定。

19条は、要介護認定等に対する返還に従わない場合の罰則規定。そして、資料の17ページにございますように20条は、罰則規定を世帯全員の調査などへ範囲を拡大する規定。

21条は、改正前の第18条と同じ条文となっております。そして22条では、過料の額は町長が定めるとしております。

なお、附則1といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行し、附則2といたしまして遡及分の介護保険料については、これまでどおり従前の例によるとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、4件の条例制定について終えたいと思います。

引き続き、保健福祉課保健推進グループ、保健総務費他の審査に入らせていただきます。

それでは、予算案について説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** それでは、一般会計の保健推進グループの所管分につきまして、ご説明申し上げます。

まず、保健推進グループでございますが、母子保健事業につきましては、児童虐待予防事業として、町内にある二つの保育園と町との連携強化というものを図り、虐待予防事業というものを展開してまいります。

具体的には、保育士と保健師が事例検討ですとか学習会などを実施いたしまして、必要に応じて養育支援などを連携して行って事業を進めてまいります。

成人保健事業につきましては引き続き、がん検診の無料化を実施し、疾病予防・早期発見につなげてまいります。

老人保健事業につきましては、65歳以上の高齢者インフルエンザの予防接種の実施方法を平成29年度に見直しをしまして、住民サービスの向上を図ったところです。引き続き、町内の医療機関で接種した費用につきまして、助成を継続してまいります。

次に、障がい者支援です。

障害者差別解消法に基づき、障害のあるかたへ適切な対応が図られるように、職員の対応要領を策定いたしました。職員全員へ周知を図っているところであり、合理的な配慮の実践など適切な対応を図ってまいります。

最後に、障がい福祉サービスです。

障がい者相談支援専門員を中心に、適切な利用計画の作成により福祉サービスの利用につなげていきます。

それでは、予算書のページが55ページから56ページになります。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費 1億8,649万2,000円、対前年比990万円の減です。

減少した主な要因は、予算書の56ページにあります20節の扶助費、利用者の減でございます。

資料番号2の34ページに、平成29年度の予算、30年度の予算の対比、積算内訳などを記載しております。

そのほかの節につきましては、前年度と同様となっておりますが、55ページに11節の需用費にあります、ヘルプマークの購入費というものを平成30年度で新規に計上をさせていただきます。

これは、外見からは見分けがつかなくても、そのかたが周囲の配慮だとか援助を必要とするというこういうものを知らせるマークということで、30年度に取り組んでまいります。

次に、予算書の58ページです。

3款 民生費、1項 社会福祉費、9目 障害支援区分認定審査会費 98万6,000円、対前年比 14万2,000円の減です。

これは、開催回数を前年度は6回見込んでおりましたが、本年度4回ということで見込んだため、14万2,000円の減となっております。

続きまして、10目 福祉施設管理費 936万円、対前年比 140万7,000円の増です。

増えた要因は、11節 需用費、灯油の使用料の実績増加、高齢者交流センター・グループホーム杉の木での使用の分とそれと施設などの修繕費、エレベーター機械室のドアなど経年劣化のため、交換しなければならないということで増加となっております。

次に、予算書63ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費 3億8,796万6,000円、対前年比444万7,000円の減です。

前年度同様なのですが、減少した主な要因といたしましては、病院事業会計の負担金、それと水道事業会計の負担金が減ったことによるものです。

それでは、63ページから64ページにかけまして、2目の予防費 2,622万7,000円、対前年比で10万6,000円の減です。

基本的な予防費につきましても、前年度と同様となっておりますが、委託料に計上している各種がん検診の状況、これが資料2の35ページになります。

こちらのほうに、26年から28年度までの実績、29年見込み・30年見込みと記載をさせていただきます。

昨年度、同じく予算委員会でこの資料を添付したのですが、昨年と今年度ちょっと国・道への報告算定方式に変更がありました。そのことにより昨年度と若干数字が変わっておりますが、変更された算定方法により、今年度の資料を調整しておりますので、若干昨年度とは実績部分で数字が変わっていることをご承知ください。

それと、予算書のほうに戻りまして、64ページです。

64ページの負担金補助及び交付金、健康づくり推進協議会負担金 16万円を計上しております。平成29年度までは、この予算につきましては、介護保険事業特別会計において計上しておりました。しかしながら、地域支援事業の交付金の対象ということで計上して

いたのですが、対象外となったため一般会計ということでこちらに計上をするものでございます。

予算書、65ページです。

4目 保健活動費 61万9,000円、対前年比 1万1,000円の減です。

これにつきましては、前年度と同様となっております。

保健推進グループ所管の歳出は、以上でございます。

それでは続けて、歳入のご説明をいたします。

予算書の20ページをお開きください。一番下の表になります。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、3節 障害支援区分認定審査会共同設置負担金 77万7,000円です。

これは、四町で設置している審査会の松前・福島・知内町の負担分となります。

次に、23ページをお開き願います。表の二つ目、真ん中になります。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち、障害者介護給付・訓練等給付費負担金 8,480万円と障害者自立支援医療費負担金 630万円が所管分となります。

これは、障害者介護給付費に対する国の2分の1の定率負担です。

続きまして、2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 8万2,000円です。

療育医療に対する国の定率2分の1の負担となります。

予算書の24ページをお開きください。24ページの上から二つ目の表になります。

2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち、地域生活支援事業補助金 115万2,000円が所管分でございます。

生活支援事業に対する国の2分の1の定率負担でございます。

予算書は、25ページの一番下の表になります。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち、障害者介護給付・訓練等給付費負担金 4,240万円と障害者自立支援医療費負担金 315万円です。

障害者介護給付費に対する道の定率負担4分の1の負担となります。

予算書の26ページをお開き願います。26ページの二つ目の表になります。

2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 4万1,000円です。

療育医療に対する道の定率の4分の1の負担となります。

26ページ、一番下の表になります。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち、地域生活支援事業補助金 57万6,000円が所管分でございます。

生活支援事業に対する道の定率負担でございます。

次に、予算書の27ページ、真ん中二つ目の表になります。

3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金 28万3,000円、健康教育などに対する道の補助と妊産婦安心出産支援事業に対する補助金です。

次に、36ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入のうち、下から7行目になります。

保健事業など本人負担金 12万1,000円から、下から4行目にあたります、障害者サービ

スなど利用計画相談給付費 18万3,000円までが保健推進グループの所管分でございます。

以上で、保健推進グループ所管の歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 保健推進グループ、保健総務費他の予算案について説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、終えたいと思います。

引き続き、介護福祉グループ、老人福祉費他についての説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** それでは、介護福祉グループ所管分の予算について、ご説明いたします。

今年度は、木古内恵心園と老健いさりびが経営統合してスタート事業を運営していく来年度にあたりまして、その特養の利用者に対しまして、国の制度に基づく低所得者の軽減事業、これを新たに実施してまいります。

また、高齢者入浴無料券は先ほど条例提案いたしました75歳以上のかたを対象でしたが、30年度からは70歳以上に引き下げて実施をしております。

それでは、予算書歳出からご説明いたします。

53ページから54ページにかけて、お願いいたします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費 1億6,615万8,000円、対前年比 3,254万4,000円の減です。

減少した主な要因は、54ページの13節 委託料、生きがい活動支援通所事業委託料は、昨年度より371万7,000円減少してございます。

これは、恵心園に対する経営安定分も含んでおりましたので、その分が減少した要因となります。

また昨年度は、備品購入費といたしまして医療機関送迎バス購入、この分が30年度においてはありません。これが870万円ほど減額となる要因です。

また、19節 負担金補助及び交付金、ここにおいて介護老人保健施設事業会計負担金が2,133万9,000の減、さらに28節の繰出金、介護保険事業会計の繰出金が784万4,000円の減額となっております。

また今年度より、演芸会の消耗品としっかり明記をしておりますので、53ページの需用費の一番下に演芸会消耗品費 13万円と計上をしております。

それと、事業の拡大といたしまして冒頭、ご説明しました戻りますが、19節の負担金補助及び交付金で、高齢者等入浴無料券負担金 167万5,000円の増、これは対象年齢の引き下げ。

さらに、新たな事業といたしまして、19節の負担金補助及び交付金で、介護サービス利用者負担軽減事業 1,044万8,000円を計上しております。

この事業について、ご説明いたします。資料番号2の36ページをお開き願います。

36ページの上の表に、事業の概要と事業費を記載しておりますので、こちらはご参照ください。

37ページをお開き願います。

37ページでは、この軽減事業の説明を記載してございます。まず1番は趣旨、趣旨につきましては記載のとおりでございます。そして2番、道内の実施状況ということで記載をしておりまして、全道・管内ともに70%を超える市町村がこの制度を実施しているという状況でございます。3番、事業内容は記載のとおりとなっております、(5)番にありますとおり、負担軽減はおよそ4分の1程度軽減してまいります。また、4の費用負担にありますように、(2)にありますとおり総事業費のだいたい2分の1が国と道の負担、残りが町の負担となっております。また、減免後の利用者負担というものは、2段階で月7,000円程度、3段階で月9,000円程度の減額になるというふうに想定しております。

次に、38ページから42ページにわたりましては、この事業を実施するにあたり要綱を添付してございますので、こちらのほうはご参照ください。

それでは、予算書の54ページから55ページをお開き願います。54ページの一番下の表からになります。

4目 在宅介護支援費 151万9,000円です。対前年比 15万5,000円の増です。

在宅サービスセンター運営費分で、前年度とここは変わりございません。

以上で、介護福祉グループ所管の歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を行います。

予算書の20ページをお開き願います。20ページの一番下の表になります。

11款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 59万7,000円、養護老人ホームの利用者の負担金となります。

次に、予算書の22ページをお開き願います。22ページの一番下の表になります。

12款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生費手数料、1節 福祉手数料 85万円です。除雪サービスと生きがいデイサービスの利用者の負担金となります。

次に、23ページの真ん中の表になります。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、4節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 101万1,000円です。

これは、軽減した介護保険料の2分の1を国が負担するというものでございます。

予算書、26ページをお開き願います。26ページの一番上の表になります。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、5節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 50万5,000円、これは軽減した介護保険料の道が4分の1の負担となります。

27ページの上の表をご覧ください。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、2節 社会福祉費補助金 565万8,000円です。

老人クラブの運営補助金11クラブと連合会に対するもの、それと介護サービス利用者負担軽減事業、資料の先ほどの37ページにあるとおりでございます。

次に、36ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入のうち、下から3行目になります。在宅サービスセンター管理収入 32万2,000円が介護福祉グループの所管分でございます。

以上で、介護福祉グループの歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

平野委員。

**平野委員** まず、条例でも話をされましたけれども、高齢者の入浴無料券が対象年齢5歳引き下がったということで、総体の人数が現状75歳だったのを70歳にすることによって、予算書から割っていけばわかるのかもしれませんが、現状の総体人数、何人増えたのかお聞かせいただきたいと思います。

それと、別課なのですけれども、老健と恵心園の合併によって新しく入られるかたの減免措置を何とか竹田委員も含めて、町独自で減免の負担軽減の対策はないのかという中で副町長の発言で、この国の制度に則ってやると。その時に町の一般財源をこういうふうに大きい金額を使うと思わなかったものですから、これ見ると500万円も使って低所得者に限ってですけれども、こういう制度を利用するという事は良いことだなと要望どおりにやってくれたなと思うのですけれども。常任委員会の時にも聞いたかもしれませんが、この対象外の人何人ぐらいいたのかは、保健福祉課では把握していますか。もし把握していなかったら副町長、確か把握していたと思うのですけれども。対象外の人何人いるのか、再度お伺いします。

**鈴木委員長** 以上、2点です。

阿部主査。

**阿部主査** それでは、1点目の質問の入浴券の人数について、私のほうからご報告いたします。今回の70歳以上になることによって1,477人ということで、これは実際施設入所のかたも100名ほどいらっしゃいますので、その方々を抜いた数字が実際今回の1,477名というふうになっております。

75歳以上であればということも参考にですけれども、1,110名。今回、試算をしてみましたら75歳以上であれば1,110名ということで、それだけ人数の開きはございます。以上です。

**鈴木委員長** 武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** 2点目の利用者負担軽減の対象外の見込みなのですけれども、前回、第7回の総務・経済常任委員会のおと、議会事務局をとおして資料提出をさせていただいたのですけれども、対象外の人数はその時点で9名というふうに見込んでおります。以上でございます。

**鈴木委員長** 平野委員。

**平野委員** わかりました。今年度からはじまった入浴無料なのですけれども、年度末までなかなか利用者の使ってもらえるかたに苦勞されていたなというイメージだったのですけれども、今年度予算はこの対象者に対して何パーセント利用されるという予算配分ですか。  
**鈴木委員長** 1,477名のうち、何人ぐらい使うというもとに計算されていますかということですよ。

平野委員。

**平野委員** 平成29年のまだ終わっていないのですけれども見込み、これまででだいたい何パーセントぐらいになったのかと、それを見越して担当課の努力でさらに上げるということもきっと含まれていると思うのですけれども、今年度の予算計上されたパーセンテージを教えてください。

**鈴木委員長** 武藤室長。



**武藤包括ケア推進室長** 入浴無料券の対象見込みなのですけれども、対象人数の29年度も30年の当初予算も8割で見込んでおります。

利用実績なのですけれども、29年度です。30年の2月末現在で、交付人数448名のかたに交付をさせていただいております。

利用枚数なのですけれども、そのうち2,380枚、発付枚数は約4割、利用枚数が約18%ほどとなっております。以上です。

**鈴木委員長** ほかございませんか。

新井田委員。

**新井田委員** 金額は小さいのですけれども、ちょっと聞いていいかどうか。予算書53ページなのですけれども、老人福祉費のこの項目は聞いていいのですよね。報償費の百歳祝記念品ということで、今回60万円計上されていますよね。前回、見たら20万円程度なのですけれども、たまさか我が田舎にもことしの3月で百歳になるかたがいるのです。当然、少子高齢化の中では増えていくのだらうと思うのですけれども、いまのところ何名という程度を見込んでいるのかちょっと。

**鈴木委員長** 武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** 百歳老人のかたに対するお祝い金なのですけれども、平成29年度は2名のかた、1名執行しております。1名は、3月に施行予定でございます。今月です。30年度につきましては、現在6名のかたが対象者ということで、把握しております。以上です。

**鈴木委員長** ほかございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** 長年期待していた老人福祉の演芸会の消耗品、予算計上になって良かったなと思っています。ただ、額はいいのだけれども、ネーミング。これやはり老人福祉で予算計上して、やはり敬老の意味合いもあるとすれば、敬老会がいいのかそういう演芸会と言えぱお祭りをやるような感じがするから、前は確か生き生き演芸会か何かちょっとその前についていたのだけれども、やはり本来ここかつてやっていた敬老会が移行したということだから、それにちなんだ格好良い名前ですべきかなというふうに感じましたので、良かったなと思っています。どんどん予算増やしてください。

**鈴木委員長** ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、老人福祉費他について、終えたいと思います。

引き続き、介護保険特別会計の予算案について、説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** それでは、介護保険事業特別会計の平成30年度の予算について、ご説明申し上げます。

まず、第6期の介護保険事業計画の最終年でありますこの平成29年度決算見込みにおきましては、現時点で給付実績の見込みで安定化基金等の借入れは予定してございません。

また、繰越金も多い見込みとはなっていないのです。そこで、住宅改修ですとか福祉用具購入などを含めて引き続き、給付の適正化というものを進めてまいります。

そこで、第7期の介護保険事業計画による30年度からの介護保険料月額300円アップの5,600円での運営をしていくわけですが、この事業計画においては、新たなハード面の整備と

いうものを介護サービスの創設ということで、小規模多機能型居宅介護を計画の最終年次に盛り込んでおります。サービス提供の開始時期による介護保険料への影響というものは少なくないということで、基本的に計画に基づく整備を図っていきたいというふうに考えております。

また、新年度の新たな事業といたしまして、包括ケアシステムのさらなる推進ということで、医療と介護の連携、関係者の連携強化を図る事業を国保病院を事務局中心として展開してまいります。

加えて、地域支援事業については引き続き推進を図り、新たな事業としては、認知症カフェを定期開催していきたい、それと閉じこもり予防として介護予防麻雀教室を新年度、開催したいというふうに考えてございます。ぜひ、腕に自信のあるかたと言いますか、教えていただけるかたがいらっしゃいましたら、ご参加いただければと思いますので、その際にはよろしく願いいたします。

また最後に、北斗市において介護保険料の過大徴収ということで、その事案の報道がありました。当町においては問題がないということで、確認をしていることをご報告いたします。

それでは、歳出からご説明いたします。

13ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 3,497万4,000円、対前年比 148万7,000円の減です。

減の要因は、人事異動による職員の人件費の減及び介護保険システムを更新いたしますので、その借上料でございます。

また、増額したものといたしまして9節の旅費、ここは昨年度より54万円ほど増額をしております。東京都江戸川区への分と小規模など先進地視などの視察分として、計上をしているところです。

また、13節の委託料は、法改正に伴う介護保険システムということで、117万円前年より増加してございます。

続いて、14ページをお開き願います。

2項 徴収費、1目 賦課徴収費 13万2,000円、対前年比 1,000円の増です。ここは、昨年度と同様でございます。

15ページ、上の表になります。

3項・1目 介護認定審査会費 499万7,000円、対前年比 7万6,000円の減。ここも昨年度と同様でございます。

下のほうになります。

2目の認定調査費 253万9,000円、対前年比 92万5,000円の減です。今定例会でも減額補正をお願いしたところですが、実績に基づく計上ということで減少しております。

16ページをお開き願います。

4項・1目 運営協議会費 12万1,000円、対前年比 4万1,000円の減です。30年度は、計画の策定年ではございませんので、年3回を予定しているところでございます。

17ページをお開き願います。

2款・1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費 5億7,973万円、対前年比 958万

3,000円の減と18ページです。

2項・1目 高額介護サービス費 1,980万円、対前年比 133万2,000円の増。

それと、19ページの3項 その他諸費、1目 審査支払手数料 51万9,000円、対前年比1,000円の増。これにつきましては、第7期介護保険事業計画に基づく平成30年度分の計上となっております。

20ページをお開き願います。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費 2,324万3,000円、対前年比 323万6,000円の増となっております。

増の要因といたしましては、人件費を昨年度は1名分で見込んでおりましたが、交付金の枠の問題でここを1名から2名ということで、人件費計上しております。

それと、主な変更点といたしまして、1点目は11節の需用費です。印刷製本費で38万円程度減少しております。これは、まちづくり新幹線課でもあったと思うのですが、いきいきカレンダーの費用介護の情報などを掲載して、29年度までは介護予防普及啓発事業として見込んでおりました。30年度からはいきいきカレンダーを発展的に、町のカレンダーとしてまちづくり新幹線課の所管として作成することを予定したためでございます。

それと、19節 負担金補助及び交付金で、健康づくり推進協議会負担金 16万円減少しております。一般会計で説明したとおりでございます。

また、新規事業といたしまして冒頭言いました介護予防の麻雀教室ということで、11節の需用費に10万円、それと18節の備品購入費 20万円を計上しております。

21ページをご覧ください。

2目 包括的支援事業・任意事業費 1,925万5,000円、対前年比 270万7,000円の減です。ここの減った大きい要因は、先ほどと逆で人件費2名からここは1名ということで、交付金の調整をしたところでございます。

また、新たな新規事業といたしましては、16節 原材料費 2万4,000円、認知症カフェを月1回程度開催を予定したためです。

19節の負担金補助及び交付金で、在宅医療・介護連携推進事業負担金 86万9,000円、これにつきましては新規事業で、資料番号2の36ページをお開き願います。

36ページの下の方の表になります。

概要といたしまして、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で最後まで続けられるようということで、概要を記載しているものでございまして、資料の43ページをお開き願います。

この事業について、概要をまとめております。

趣旨といたしましては、まずは介護保険法に基づき規定されているということで、実施をしていくところで、知内・福島と連携して4月1日から実施をしていきたいと。

実施方法につきましては、事務などは木古内町の国保病院が事務局となり中心となつて行い、これを分担金という形で3町で負担して実施してまいりたいと。認定審査会と同じような感じの負担の持ち方になろうかと思っております。

また、事業内容といたしましては、(1) から (4) の4本を柱として進めていきたいと。

特に、(2) の利用者の情報を共有シートの作成、そして (3) の関係者に対する研修会、これを中心に事業のほうを進めてまいりたいということで考えております。

負担額につきましては、その他4番に記載のとおりで、根拠につきましてもここに書いて  
いるとおりとなっております。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、22ページをお開き願います。

4款・1項 公債費、1目 利子 5万円は、前年度同様。

23ページ、2項・1目 財政安定化基金償還金 1,000円、対前年比で399万9,000円の減で  
す。これは、財政安定化基金の償還が終了したことによるものでございます。

24ページをお開き願います。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金 30万  
円、対前年で15万円の増となっております。これは、遡及しての保険料還付を見込んでい  
るためということで、ご理解願います。

次に、2目 償還金 1,000円と3目 第1号被保険者還付加算金 1,000円は、昨年と同様  
となっております。

次に、25ページです。

6款・1項・1目 予備費 2,094万7,000円、対前年比 1,944万7,000円の増は、7期中に  
給付費等に不足が生じた場合の充当するもの。それと、国・道への交付金の返還を予定し  
ておりますので、それを充当する財源となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を行います。

予算書の7ページをお開き願います。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料 1億1,375万3,000円、対前  
年比 550万5,000円の増は、第7期介護保険事業計画に基づき、基準月額が5,300円から5,  
600円にアップした分ということでご理解願います。

2款です。分担金及び負担金、それから、3款の使用料及び手数料につきましては、昨年  
度と同様となっております。

次に、7ページの一番下の表から8ページにかけてです。

4款の国庫支出金です。国庫支出金につきましては、法定どおりの国の負担ということに  
なっております。また、昨年度と同様に、8ページの一番下にあります介護保険事務処理シ  
ステムに対する補助金計上しております。

次に、9ページになります。

9ページが一番上と二つ目の表、5款の支払基金交付金です。これにつきましても、法定  
どおりの支払基金の負担分となります。

9ページの三つ目の表から10ページにかけて、一番上の表です。

6款 道支出金、これにつきましても法定どおりの北海道の道の負担分となります。

次に、10ページの二つ目から11ページの三つ目の表になります。

7款 繰入金です。これにつきましても、法定どおりの一般会計から介護保険事業会計へ  
の繰り入れになります。

減少したものといたしまして、11ページが一番上の表になります。

1項 一般会計繰入金、4目 その他一般会計繰入金 753万9,000円減っております。

これは、地域支援事業の交付金が対象上限額が変更となったため、一般会計からは逆に  
減るということになります。

それと、11ページの三つ目の表になります。

2項・1目 介護サービス事業勘定繰入金 91万4,000円の減です。

これは、介護サービス事業特別会計におけるケアプラン収入の減によるものでございます。

11ページ、下から二つ目の8款 繰越金、これにつきましては平成29年度の決算見込み、また11ページの一番下から12ページにかけまして、9款の諸収入につきましては、昨年度と同様となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 介護保険特別会計の予算案について、説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

(「サービスも」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** それでは、サービスのほうにも入ってください。説明を求めます。

羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** それでは、介護サービス事業特別会計の予算について説明いたします。

昨年度より包括ケアシステムのさらなる推進ということで、居宅介護支援事業所としての機能を抑えまして、包括支援センターの機能強化を図ってまいります。

また、その地域包括支援センターにおきましては、町内をエリアとする介護保険事業所、特に居宅介護支援事業所とは、より一層強く連携・強化を図り、30年度の事業を進めてまいります。

それでは、歳出から説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 215万7,000円、対前年比 93万3,000円の減は、ここはケアプラン収入の減により、介護保険事業特別会計への繰出金、これが減ったものと理解ください。そのほかにつきましては、前年度と同様となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を行います。

7ページをお開き願います。

1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス計画費収入 14万3,000円、対前年比で129万4,000円の減となっております。

これは、実績に基づく要介護者に対するケアプラン収入の減となっております。

2項 介護予防給付費、1目 介護予防サービス計画費収入 201万2,000円、対前年比36万1,000円の増、要支援者に対するケアプラン実績に基づく計上となっております。

2款 諸収入、3款 繰越金につきましては、昨年度と同様となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**鈴木委員長** 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

竹田委員。

**竹田委員** 介護保険については、7期のスタート年ということで、例えば私は第6期の部分についても年度末になったら借り入れで補てんしなきゃいけないのかなとそういう心配をしていたのですけれども、最終的に借り入れしなくても何とか持ち越せたということについて

は良かったなど。

それで、例えば7期初年度の繰り越しを見ても、そんなに余裕のある繰り越しではないと。

そういうこと等からすれば、私は例えば先ほど課長の歳出の冒頭で、旅費が増えたのを江戸川区とのこれから折衝等。これはあとで、副町長・町長がいるから求めていかなければならないと思うのですが、これが例えば江戸川区との介護の連携だとか具体的な施設、入所者とのやり取りとなれば介護保険の旅費でいいだろうと。やはり本来、企業誘致というそういう視点からすれば、一般会計の財源で私は賄って、体制が整った段階でこうすべきだというふうに自分はそう考えるのですよね。

それで今回、自分が一般質問、江戸川区の大変良いことだということでのこの部分については、実は先般、議長から苦言をされました。監査委員の立場でたまたま監査の過程の中で、介護サービス会計から江戸川区への訪問という。戒名と言いますか目的が。介護保険サービスで、江戸区の訪問って何だという部分が論点。それで、課長に江戸川区何なのだって。介護サービスと何の関係あるのだと思ったのが一つの視点なのです。それで、確認したら江戸川区より縷々一般質問で議論があったようなことで、大変良いことだったな、これはどんどん進めなければならないという以前からそういう要望を持っていたものから、それで一般質問をするということになりました。ただ、確かに議長から言われたのは、監査委員という一つの守秘義務の中でどうなのだという部分も苦言されましたけれども、私は良いことであればどんどんすべきだというふうに思っていますから。この部分は、何とか実現できるように何回でも折衝をいただきたい。

**鈴木委員長** 竹田委員、質疑中申し訳ないのですけれども、監査委員の中で知り得た情報については、判断しながらのご質疑をしていただければということで、よろしく願います。

竹田委員。

**竹田委員** それは、ケースバイケースなんだって。だからそういうことで、ただやはり介護保険会計からそれを捻出するというのはどうなのだというふうに思うのですよね。一般会計というか財政当局とどういう協議をした上で、介護の会計で旅費の計上になったのかという。

**鈴木委員長** 羽沢課長。

**羽沢保健福祉課長** 旅費でございますけれども、介護保険特別会計の一般管理のほうで計上している旅費につきましては、保険料を財源とするものではございません。全て一般会計から事務費として繰り入れますので、あくまでもここで予算計上はしておりますが、介護保険に影響するものではなくて、かかった分につきましては、実績に基づき一般会計が負担し、繰り入れするものということでご理解ください。

**鈴木委員長** 竹田委員。

**竹田委員** それこそ対外的に見た場合に、企業の誘致だとすればですよ。そういう部分からの財源は、一般会計からの繰り入れでやっているから介護会計でいいのだというけれども、町民というか一般的に見れば介護会計って独立した会計で賄っているとしか見えないのです。我々はわかるよ、財源の振り替え区分の中で。そういうやはり私は町の姿勢として、そうでないほうがいいのではないのかなというふうに思うものですから、それがいいのだと言えればそれでやってください。

**鈴木委員長** 要望ということで。

ほか質疑ございませんか。

新井田委員。

**新井田委員** 私のほうは予算書で21ページなのですけれども、原材料ということで2万4,000円、金額は非常に小さいのですけれども、認知症カフェ原材料ということで載っています。これも過去に何回か実施されているというようなことですよ。なお且つ、30年度も2万4,000円の計上をしながら実行していくということで、いろんな制度の中でやっていかなければならないということなのでしょうけれども。実態とすれば過去から例えば泉沢発祥でピンコロとか、あるいはいまやっているミニサロンだとかというようなことで、当然あの手この手で包括的なことも含めてやられているということは承知しているのですけれども、なかなか地域だけでというような意図はあるのでしょうか、人のやはり集まりだとかあるいはやり方だとかというのは、いろいろ工夫しなきゃいけないと思うのですけれども。こういう工夫とか材料だけというようにいま言ったように、地域・団体で一応主導権を握ってやりなさいと指導もあるのでしょうけれども、この辺の手助けとかあるいは過去にやってきた中で、こうすればもっと良くなるのだろうけれども、あるいは地域からの声もあるんじゃないかと思うのですけれども、その辺の見解はどう感じられているかちょっと。

**鈴木委員長** 武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** 新井田委員のご質問の件なのですけれども、今年度私ども社会福祉協議会のほうに委託をして、いわゆる生活支援体制整備事業コーディネーターを1名配置して、いまことし泉沢でもさせていただいたのですが、ミニサロン年2回。既に1回やって、3月にもう一度やらせていただく予定です。あと、ことしは下町、前浜、それと本町地区、社協委託、役場が委託していますので、町主体でやっているところです。なかなかこれまでも私が来る前もやっているのですけれども、なかなか定着していないということは聞いております。私どもは社協と協力しながら、社協は独自でピンコロ体操とかもやっているものですから、そういうのも重層的且つ包括的にやって、これから少しでも何とか自主的にやっていただけるような体制を究極的には作っていただきたいと思うのですけれども、なかなかそれができないところにつきましては役場のほう、あるいは社協のほうで手助けをしながら今後もぜひやらせていただきたいと思います。なかなか全部の地区くまなくというのはまだありませんので、すこしづつ声かけをしてやらせていただきたいと思っております。以上です。

**鈴木委員長** ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないようですので、以上で保健福祉課所管の全ての予算審査を終えたいと思います。

保健福祉課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後2時06分

**再開** 午後2時15分

#### **(4)総括質疑事項のまとめ**

**鈴木委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

昨日、委員会としての考え方を再度、町長へお伝えいたしました。それで本日の午前中、返答がありましたので、皆様に各委員にそれを報告いたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時16分**

**再開 午後2時25分**

**鈴木委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

いま各委員に報告をした内容で、各委員の同意が得られましたので、同意したということ町長に伝え、今後の対応を進めていくということでございます。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時26分**

**再開 午後2時53分**

**鈴木委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

町長総括質疑についてです。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**鈴木委員長** ないということによろしいですね。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後2時53分**

**再開 午後2時53分**

**鈴木委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

本日の審議は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会といたします。

どうもご苦勞様でした。



説明員 大森町長、大野副町長、若山総務課長、高橋税務課長、山下主査  
吉田（宏）町民課長、尾坂（尚）主幹、大坂主事、羽澤（真）主査、吉澤主査  
山口主事、羽沢保健福祉課長、武藤包括ケア推進室長、加藤（直）主査  
阿部主査、西村主査、中村主任

傍聴者 なし  
報道 なし

予算審査等特別委員会  
委員長 鈴木慎也